

**勝浦市**  
**第 6 期高齢者福祉計画**  
**第 5 期介護保険事業計画**  
【平成 24 年度～平成 26 年度】

平成 24 年 3 月

**勝 浦 市**



## はじめに

超高齢社会を迎え、今後さらに「団塊の世代」の方々が65歳以上となるなど一層の高齢化が進みます。勝浦市においても、さらなる高齢化率の上昇が見込まれており、直面するさまざまな課題に取り組んでいかなければなりません。特に、認知症高齢者を支える体制の強化や高齢者の尊厳と権利を守るための取り組み、介護サービス基盤のさらなる充実はもとより、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、高齢者自身が担い手として活躍できる仕組みづくりが重要となってきます。



この度策定いたしました「勝浦市第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」では、前計画の基本理念である「あったか かつうら いきいき 海のまち」を継承しつつ、「高齢者福祉の充実」、「保健医療の充実」、「生きがい活動の充実」、「安全で快適な生活の確保」、「支え合うまちづくりの推進」の5つの柱を立て、地域全体の力で、勝浦市らしい高齢社会の実現を目指しています。着実な実行を推進するとともに、より実効性のある計画とするために、市民、関係団体、事業者の皆様により一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、貴重なご意見・ご提言を賜りました関係機関・団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

勝浦市長 **猿田 寿男**



## 目次

【第1部】総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 介護保険制度の改正	5
第2章 高齢者等の状況と推計	7
第1節 人口の推移と推計	7
第2節 要支援・要介護認定者の状況	9
第3章 計画の基本的な考え方	11
第1節 基本理念	11
第2節 計画の基本的な視点	12
第3節 施策体系	13
【第2部】高齢者福祉計画	17
第1章 高齢者福祉の充実	19
第1節 在宅生活支援の充実	19
第2節 施設サービスの充実	25
第3節 認知症高齢者対策の推進	26
第4節 経済的支援の充実	29
第2章 保健医療の充実	31
第1節 健康づくり・介護予防の充実	31
第2節 地域医療体制の充実	36
第3章 生きがい活動の充実	37
第1節 交流・敬老活動の促進	37
第2節 生涯学習の推進	38
第3節 就労対策の推進	39
第4章 安全で快適な生活の確保	40
第1節 人にやさしい住環境の整備	40
第2節 移動・交通対策の充実	41
第3節 防災・防犯体制の充実	42

第5章 支え合うまちづくりの推進	44
第1節 福祉意識の形成	44
第2節 福祉活動の活性化	45
第3節 地域包括ケア体制の強化	46
<b>【第3部】介護保険事業計画</b>	47
第1章 地域包括ケア体制の強化	49
第1節 保健・医療・福祉の連携	49
第2節 地域包括支援センターの充実	50
第2章 介護予防・介護サービス	53
第1節 居宅サービスの充実	53
第2節 地域密着型サービスの充実	61
第3節 施設サービスの充実	63
第3章 地域支援事業の充実	65
第1節 介護予防事業の充実	65
第2節 包括的支援事業の充実	69
第3節 任意事業の充実	70
第4節 介護予防・日常生活支援総合事業について	71
第4章 介護保険事業の適正な運営	72
第1節 介護保険事業会計の方向性	72
第2節 相談・苦情対応の充実	77
第3節 サービスの質の向上	77
第4節 計画の進行管理	78
<b>資料編</b>	79
1 勝浦市高齢者福祉計画策定委員会・勝浦市介護保険運営協議会 開催状況	81
2 勝浦市高齢者福祉計画策定委員会委員	82
3 勝浦市介護保険運営協議会委員	83
4 用語の解説	84

【第 1 部】

# 総論



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### ■高齢化の進展

我が国においては、世界に例を見ない速度で高齢化が進行しており、平成22年の国勢調査によると、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）は23%を超えています。今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上になりきる平成27年（2015）、さらに団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025）には、一層高齢化が進むことが見込まれることから、いかに対応していくかが大きな課題となっています。

### ■高齢者像の変化

超高齢社会においては、豊富な知識と経験をもつ高齢者自身がまちづくりの貴重な担い手として地域社会に貢献していくことが大きく期待されています。特に、定年の時期を迎えている団塊の世代が地域社会の担い手として活躍できる場を確保することが介護予防にもつながると考えられます。

一方、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化してきており、社会全体で高齢者を支えるしくみの必要性がますます高まっています。

### ■介護保険法の改正

平成12年に導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着する一方、介護給付費が増大しています。

第5期からは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し介護保険法等が改正され、これに対応して介護保険事業を運営していく必要があります。

### ■趣旨

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応するため、第5期勝浦市高齢者福祉計画及び第4期勝浦市介護保険事業計画（以下「前計画」という。）の見直しを行い、新たに第6期勝浦市高齢者福祉計画及び第5期勝浦市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定します。

また、「勝浦市総合計画（平成23～34年度）」の理念に基づく分野別計画として、高齢者の福祉、保健、医療、介護保険、生きがいや社会参加、まちづくりなど、本市の高齢者施策全般にかかわる行政計画であるとともに、高齢者を中心とした市民生活の質に深くかかわる計画であり、市民の参画及び行政との協働により計画の推進を図るものです。

## 第3節 計画の期間

本計画は、平成24年度（2012）から平成26年度（2014）までの3年間で計画期間とします。

勝浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間

年度	平成 12 2000	13 2001	14 2002	15 2003	16 2004	17 2005	18 2006	19 2007	20 2008	21 2009	22 2010	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014		
計 画 期 間	高齢者第2期計画 介護第1期計画 (平成12～16年度)																
	見直し		高齢者第3期計画 介護第2期計画 (平成15～19年度)														
						見直し		高齢者第4期計画 介護第3期計画 (平成18～20年度)									
									見直し		高齢者第5期計画 介護第4期計画 (平成21～23年度)						
												見直し		高齢者第6期計画 介護第5期計画 (平成24～26年度)			

## 第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係各課による事業の評価を踏まえ、「高齢者福祉計画」においては、保健・医療・福祉関係者、市内各種団体代表等により構成された「勝浦市高齢者福祉計画策定委員会」で、「介護保険事業計画」においては、「介護保険運営協議会」で、それぞれ協議を行いました。

また、介護保険サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主なサービス提供事業所に対してヒアリングシートを配布し、調査を行いました。

## 第5節 介護保険制度の改正

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されています。法律の概要は以下のとおりです。

### （1）医療と介護の連携の強化等

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- 介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない）

## **(2) 介護人材の確保とサービスの質の向上**

- 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- 介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成 24 年 4 月実施予定）を延期。
- 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

## **(3) 高齢者の住まいの整備等**

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。

## **(4) 認知症対策の推進**

- 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

## **(5) 保険者による主体的な取組の推進**

- 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

## **(6) 保険料の上昇の緩和**

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

## 第2章 高齢者等の状況と推計

### 第1節 人口の推移と推計

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成23年10月1日現在20,771人、このうち65歳以上の高齢者人口は6,821人で、総人口に占める割合（高齢化率）は32.8%となっています。

高齢者人口の推移を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、後期高齢者が増加する傾向が続いています。後期高齢者になると、寝たきりや認知症など要介護状態となる割合が高まることから、介護予防の推進や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備・質の向上が重要となります。

表 人口の推移（単位：人）

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口（A）	22,431	22,200	21,777	21,408	21,171	20,771
0～14歳（B）	2,020	1,966	1,914	1,845	1,807	1,749
割合（B÷A）%	9.0	8.9	8.8	8.6	8.5	8.4
15～64歳（C）	13,898	13,578	13,136	12,701	12,512	12,201
割合（C÷A）%	62.0	61.2	60.3	59.3	59.1	58.7
40～64歳	7,221	7,133	7,018	6,885	6,804	6,784
65歳以上（D）	6,513	6,656	6,727	6,862	6,852	6,821
割合（D÷A）%	29.0	30.0	30.9	32.1	32.4	32.8
65歳～74歳（E）	3,161	3,183	3,199	3,229	3,163	3,064
割合（E÷D）%	48.5	47.8	47.6	47.1	46.2	44.9
75歳以上（F）	3,352	3,473	3,528	3,633	3,689	3,757
割合（F÷D）%	51.5	52.2	52.4	52.9	53.8	55.1

## (2) 計画期間における人口の推計

計画期間における人口をコーホート変化率法で推計すると、総人口が減少する一方、高齢者人口が7千人を超え、高齢化率は35.8%まで上昇すると推計されます。特に、団塊の世代が高齢者となることから、前期高齢者人口が増加すると見込まれます。

表 計画期間中の人口推計（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	20,419	20,067	19,715
40～64歳（第2号被保険者）	6,581	6,378	6,174
65歳以上（第1号被保険者）	6,898	6,975	7,051
高齢化率 %	33.8	34.8	35.8
65歳～74歳	3,156	3,248	3,339
75歳以上	3,742	3,727	3,712

## 第2節 要支援・要介護認定者の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は増加しており、平成23年には第1号被保険者で1,089人、第2号被保険者で31人、合計1,120人となっています。

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の割合（認定率）も増加傾向が見られ、平成23年には16.0%まで上昇しています。

表 要支援・要介護認定者数の推移（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
<b>第1号被保険者</b>	<b>867</b>	<b>918</b>	<b>924</b>	<b>984</b>	<b>1,025</b>	<b>1,089</b>
(認定率) %	13.3	13.8	13.7	14.3	15.0	16.0
要支援1	0	29	33	45	47	62
要支援2	0	58	118	102	98	112
(経過的要介護)	91	30	0	0	0	0
要介護1	252	181	124	138	167	174
要介護2	155	176	178	210	201	196
要介護3	133	172	180	183	160	165
要介護4	136	161	164	166	209	223
要介護5	100	111	127	140	143	157
<b>第2号被保険者</b>	<b>32</b>	<b>28</b>	<b>24</b>	<b>23</b>	<b>27</b>	<b>31</b>
要支援1	0	3	0	0	0	1
要支援2	0	2	3	1	1	1
(経過的要介護)	4	0	0	0	0	0
要介護1	11	7	4	2	6	4
要介護2	6	4	3	10	10	13
要介護3	4	5	8	5	6	5
要介護4	4	3	3	2	0	3
要介護5	3	4	3	3	4	4
<b>合計</b>	<b>899</b>	<b>946</b>	<b>948</b>	<b>1,007</b>	<b>1,052</b>	<b>1,120</b>

## (2) 要支援・要介護認定者数の推計

高齢者人口の増加及びこれまでの認定率の推移等を勘案して、計画期間中の要支援・要介護認定者数を推計すると、平成26年には第1号被保険者で1,241人、第2号被保険者で40人、合計1,281人になると見込まれます。

認定者の増加に伴って、介護保険サービス利用者も増えてくることが予想されることから、ニーズに応じたサービス提供基盤の整備を進めていく必要があります。

表 要支援・要介護認定者数の推計（単位：人）

		平成24年	平成25年	平成26年
<b>第1号被保険者</b>		<b>1,129</b>	<b>1,185</b>	<b>1,241</b>
<b>(認定率) %</b>		<b>16.4</b>	<b>17.0</b>	<b>17.6</b>
	要支援1	61	61	63
	要支援2	128	133	141
	要介護1	180	187	195
	要介護2	178	186	188
	要介護3	187	199	215
	要介護4	222	228	236
	要介護5	173	191	203
<b>第2号被保険者</b>		<b>33</b>	<b>32</b>	<b>40</b>
	要支援1	0	0	0
	要支援2	0	0	0
	要介護1	14	13	22
	要介護2	6	6	6
	要介護3	10	13	9
	要介護4	0	0	0
	要介護5	3	0	3
<b>合計</b>		<b>1,162</b>	<b>1,217</b>	<b>1,281</b>

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

平成18年3月に策定された「勝浦市第4期高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」においては、基本理念を「あったか、かつうら、いきいき 海のまち」として掲げ、平成21年3月に策定された「勝浦市第5期高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」においてもこの理念が継承されました。今回の計画（平成24～26年度）は、前々計画から続く長期的な目標の最終年度となる計画のため、基本理念を継承し、施策の展開を図ります。

#### 基本理念

**あったか かつうら いきいき 海のまち**

#### ～「あったか かつうら いきいき 海のまち」とは～

「あったか かつうら いきいき 海のまち」は、まちのあちこちで、高齢者を見守る輪があり、高齢者を囲むすべての市民の心が「あったか」なまちです。

「いきいき 海のまち」は、新鮮な魚介や野菜を売る朝市の光景が象徴するように、高齢者が、いろいろな活動に生きがいを感じるとともに、介護などが必要になっても、介護や保健福祉の専門職や地域の人々に支えられながら、元気にいきいきと暮らしていくまちであることを意図しています。

こうした「あったか かつうら いきいき 海のまち」を高齢者自身・地域住民・行政が一体となって創造していきます。

## 第2節 計画の基本的な視点

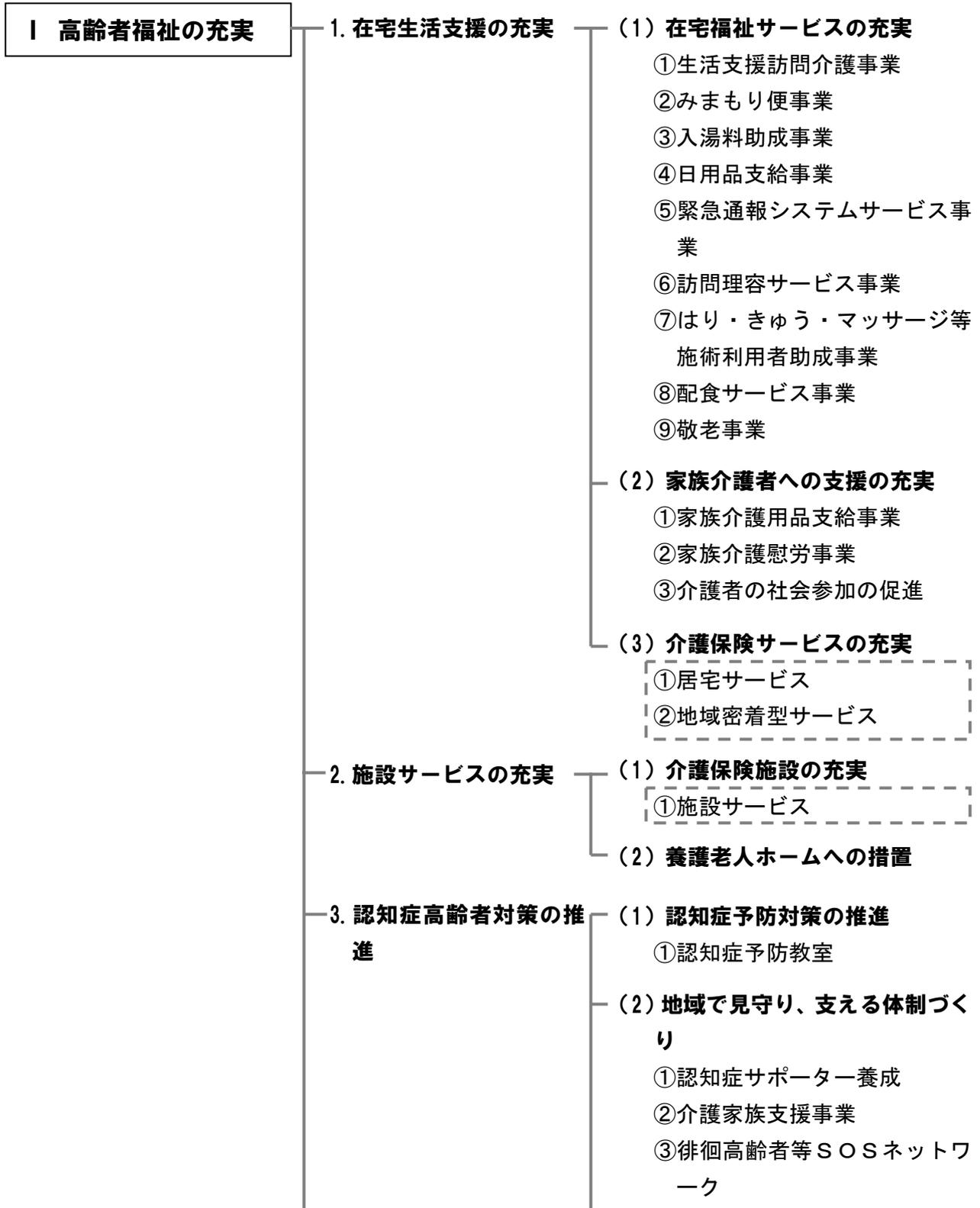
高齢者が可能な限り、居宅において継続して日常生活を営むことができるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な措置を講じ、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる供給体制の確保を図ります。

また、高齢者が自らの知識や経験を活かし、健康で地域活動に参加し、地域社会を支え、活動できるよう、市民団体等との連携・協働の推進を図り、「活動的な85歳」をめざすことができるような環境整備を展開します。

- ① 要介護状態等になる前から要支援状態までの高齢者には、生活機能の維持向上が図られるよう効果的な介護予防事業を提供できるように、また、要介護状態等となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるための介護サービスが提供できるように、介護予防から介護までの一貫した介護保険事業の体制づくりと、市民が安心して良質のサービスを利用できるよう、取り組んでいきます。
- ② 高齢者虐待や権利擁護、生活支援を必要としている高齢者を早期に発見し、相談を受け、適切な機関につなぐ対応ができる体制づくりを構築します。また、地域包括支援センター・地域住民・事業者等による地域のネットワークが高齢者の暮らしを支えられるよう、体制を強化していきます。
- ③ 安全・安心なまちづくりとして、防犯・防災に関する事から住生活環境において、日常の暮らしの中に潜んでいる危険に対し不安を軽減できるような取り組みを行っていきます。

## 第3節 施策体系

〔 〕 については、介護保険事業  
計画に記載



#### 4. 経済的支援の充実

##### (3) 認知症高齢者の権利擁護

- ①地域福祉権利擁護事業
- ②成年後見制度利用支援事業

##### (4) 認知症対応型の介護保険サービスの充実

- ①認知症対応型共同生活介護
- ②小規模多機能型居宅介護

##### (5) 高齢者虐待防止法に基づく対応強化

- ①在宅介護福祉手当
- ②老人福祉サービス利用時診断書助成事業
- ③介護保険利用者負担額助成事業
- ④高齢者等住宅改造費助成事業
- ⑤低所得者対策

## II 保健医療の充実

### 1. 健康づくり・介護予防の充実

#### (1) 保健サービスの充実

- ①個別健康教育
- ②集団健康教育
- ③重点健康相談
- ④総合健康相談
- ⑤健康診査
- ⑥各種がん検診
- ⑦予防接種
- ⑧訪問指導
- ⑨歯科保健
- ⑩食生活の改善指導

#### (2) 介護予防の充実

- ①二次予防事業対象者把握事業
- ②訪問型介護予防事業
- ③通所型介護予防事業
- ④二次予防事業評価事業
- ⑤介護予防普及啓発事業
- ⑥地域介護予防活動支援事業
- ⑦一次予防事業評価事業



**V 支え合うまちづくり  
の推進**

**1. 福祉意識の形成**

- (1) 福祉意識の啓発
- (2) 学校における福祉教育の推進
- (3) 地域における福祉教育の推進

**2. 福祉活動の活性化**

- (1) 地域福祉団体の活動支援
- (2) 福祉人材の育成
- (3) ボランティア活動への支援

**3. 地域包括ケア体制の  
強化**

- (1) 保健・医療・福祉の連携
  - ① 地域ケア会議の充実
  - ② 関係機関・事業者との連携ネットワーク
- (2) 地域包括支援センターの充実
  - ① 地域包括支援センターの機能強化
  - ② 地域包括支援センターの適切な運営の促進
  - ③ ケアマネジメント体制の確立と質の向上

【第2部】

# 高齢者福祉計画



# 第1章 高齢者福祉の充実

## 第1節 在宅生活支援の充実

### (1) 在宅福祉サービスの充実

#### ①生活支援訪問介護事業（ホームヘルプ）

介護保険の適用にならない65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で日常生活に支障のある人に対し、社会福祉協議会に委託してホームヘルパーによる家事援助を中心とした訪問介護サービスを実施しています。

介護保険制度が浸透し、事業の対象となる高齢者からの相談が少ないため、利用者が増えない状況にあります。

要介護状態になることを予防するための事業であることから、必要に応じて迅速に対応するとともに、広報等で制度の周知を図ります。

表 生活支援訪問介護事業の実施状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
延べ利用人数	人	197	180	150
延べ利用時間数	時間	1,612	1,527	1,290

#### ②みまもり便事業

70歳以上の一人暮らし高齢者に対し、週3回飲料を配布して、安否確認を行っています。

毎月、対象者把握を行い新規該当者の生活実態把握の訪問を実施したことで利用率が増加し、安否確認の充実が図れました。また、その他の必要なサービスに繋げることもでき、生活支援の充実も図れており、今後も引き続き実施します。

表 みまもり便事業の実施状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
実利用人数	人	6,729	7,131	7,848

### ③入湯料助成事業

70歳以上の高齢者に対し、市内の入湯施設で利用できる入湯券を支給し、高齢者の健康増進を図っています。

幅広い高齢者の利用を促進し、健康増進や孤立、閉じこもりの防止を図ります。

表 入湯料助成事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
利用枚数	枚	12,737	12,197	12,400

### ④日用品支給事業

75歳以上の一人暮らし高齢者に対し、年末に日用品を配布しています。民生委員児童委員に配布を依頼することで、安否確認や生活実態の把握につながっています。

年々対象者の増加が見込まれ、また、多様化する高齢者のニーズに対応するため事業内容の見直しを検討します。

表 日用品支給事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績
支給件数	件	483	510	541

### ⑤緊急通報システムサービス事業

おおむね65歳以上の一人暮らし、及び高齢者世帯に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で緊急時の連絡や健康・医療相談を行っています。警備員の出動エリアが拡大し、また救急隊との連携強化により、緊急体制整備の充実が図れました。また、定期的にお元気コールをし、日常の安否確認を行っており、生活支援の早期対応や精神的支援を図っています。

引き続き事業を実施するとともに、市内全域に警備員の出動できる体制の整備を推進します。

表 緊急通報システムサービス事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
総利用者人数	人	3,730	3,679	3,775

## ⑥訪問理容サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等に対し、市が委託した理容業者の訪問により、年 6 回を限度として理容サービスを実施します。事業の継続を図るため事業内容について検討します。

表 訪問理容サービス事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
実利用人数	人	33	35	33
延べ利用枚数	枚	96	99	90

## ⑦はり・きゅう・マッサージ等施術利用者助成事業

65 歳以上の高齢者に対し、年 12 回を限度として、市に登録した施術業者で行った、はり・きゅう・マッサージ施術利用料の一部を助成し、高齢者の健康増進を図ります。

幅広い利用の促進と適切な利用について、対象者・利用者に対し周知するとともに、寝たきりにより外出が困難な高齢者に対する訪問施術など事業内容について検討します。

表 はり・きゅう・マッサージ等施術利用者助成事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
実利用人数	人	200	152	153
延べ利用券数	枚	590	442	464

## ⑧配食サービス事業

一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、栄養改善が必要な方及び食事の支度が困難な方に対して、必要に応じて配食サービスを提供し、「食」の自立を支援します。また、配達に併せて安否確認を行っています。

年々、利用者の増加があり、生活支援の充実が図れてきています。また、手渡しによる安否確認をしているため、早急の対応ができ、高齢者の生活の安全確保にも繋がっており、引き続き事業を実施します。

表 配食サービス事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
実利用人数	人	1,017	1,049	1,142
延べ提供食数	食	9,602	9,853	10,786

## ⑨敬老事業

老人の日の記念行事に、高齢者を敬い長寿を祝うため祝い品を贈呈しています。民生委員児童委員に祝い品の贈呈を依頼することで、安否確認や生活実態の把握につなげています。

年々対象者の増加が見込まれ、また、多様化する高齢者のニーズに対応するため、事業内容の見直しを検討します。

表 敬老事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績
米 寿 祝 品	人	109	121	106
満 1 0 0 歳 者 記 念 品	人	3	5	9
結 婚 5 0 周 年 夫 婦 記 念 品	組	51	39	43

## (2) 家族介護者への支援の充実

### ① 家族介護用品支給事業

要介護 4、5 の要介護者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、家族介護用品給付券を交付し、家族介護者の負担軽減を図ります。

表 家族介護用品支給事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
実利用人数	人	26	30	38
延べ支給件数	件	209	227	255

### ② 家族介護慰労事業

要介護 4、5 の要介護者を介護している家族に対し、介護者が 1 年間介護保険サービスを利用しなかった場合（年 1 週間程度のショートステイを除く）、家族介護慰労金を支給します。

表 家族介護慰労事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
支給件数	件	0	0	0

### ③ 介護者の社会参加の促進

ショートステイ等の活用を図りながら、介護者が自身の健康づくりのための保健サービスの利用や生涯学習講座等に参加できるよう体制の整備に努めます。

### **(3) 介護保険サービスの充実**

介護保険サービス提供事業者および介護人材の確保に努め、介護ニーズの増大に応じた供給体制の充実を図ります。

⇒ 詳しくは、「第3部介護保険事業計画 第2章介護予防・サービス」に記載

## 第2節 施設サービスの充実

### (1) 介護保険施設の充実

介護保険施設の計画的整備を推進し、必要な人が安心して入所できる供給体制の確保に努めます。

⇒ 詳しくは、「第3部介護保険事業計画 第2章介護予防・サービス」に記載

### (2) 養護老人ホームへの措置

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護することを目的として、養護老人ホームへ入所させ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

表 養護老人ホームの入所状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
実利用人数	人	8	7	6

## 第3節 認知症高齢者対策の推進

### (1) 認知症予防対策の推進

認知症の防止や進行を和らげるために、認知症に関する正しい知識の普及・啓発や相談・情報提供体制の充実、認知症の発症予防や早期発見、早期対応などの各種予防対策を推進します。

#### ①認知症予防教室

講座や教室等の開催を通じて、認知症についての正しい知識を普及する啓発活動に努めます。

### (2) 地域で見守り、支える体制づくり

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを推進します。

#### ①認知症サポーター養成

地域包括支援センターにおいて認知症サポーターを養成し、地域において認知症高齢者とその家族を支える人材確保に努めます。

表 認知症サポーターの状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
開催回数	回	2	4	5
延べ参加者数	人	42	51	70

#### ②介護家族支援事業

家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者教室等の充実を図るとともに、徘徊の見られる認知症高齢者を早期に発見する仕組みづくりを関係機関や各種団体などとの連携により推進していきます。

表 介護者教室の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
開催回数	回	2	4	11
延べ参加者数	人	23	38	75

### ③徘徊高齢者等SOSネットワーク

高齢者の状態を事前登録し、行方が分からなくなった際に一刻も早く家族の元へ連絡できるよう、地域包括支援センター、警察、民生委員児童委員等をネットワークで結び、高齢者の徘徊行動に備えます。

## (3) 認知症高齢者の権利擁護

高齢者の意思判断能力が低下しても不利益を被ることなく、安心して在宅生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や財産の保全等を行うための各種制度の普及・啓発を推進していきます。

### ①地域福祉権利擁護事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援します。

### ②成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に対して、市が家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行います。

表 成年後見制度利用支援事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
申し立て件数	件	0	0	0

## **(4) 認知症対応型の介護保険サービスの充実**

### **① 認知症対応型共同生活介護**

認知症高齢者が、住み慣れた地域からできるだけ離れることなく、高齢者同士のつながりを保った生活を送れるよう、サービスの提供に努めます。

### **② 小規模多機能型居宅介護**

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」を基本に、必要に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるよう、小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。

## **(5) 高齢者虐待防止法に基づく対応強化**

「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法：平成 18 年 4 月施行）」では、家庭における養護者や施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、市や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

虐待を未然に防止するための啓発や、虐待の通報や届出窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた際は事実確認を行い、一時保護などの措置を行います。

## 第4節 経済的支援の充実

### ①在宅介護福祉手当

日常生活で常時介護を必要とする要介護4、5の高齢者を居宅で介護している人を対象に在宅介護福祉手当を支給します。平成21年度から「小高昌伸・小高朋子福祉手当」と事業統合し、事業の継続と内容の見直しを図りました。

表 在宅福祉手当の支給状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
支給件数	件	734	710	745
総支給額	千円	3,670	3,550	3,725

### ②老人福祉サービス利用時診断書助成事業

介護や福祉サービスの利用を申請する際に必要な診断書の作成費用を、1件につき5,000円を上限に助成します。

現在は、主治医意見書の写しを提示することで診断書を必要としなくなったことから、対象者が少なくなっています。また、福祉サービスにおいては、診断書を必要とするサービスが少ないため、対象者も減少傾向にあるため事業内容について検討します。

表 老人福祉サービス利用時診断書助成事業の実施状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
助成件数	件	0	0	1
総助成額	円	0	0	3,150

### ③介護保険利用者負担額助成事業

介護保険で訪問介護・訪問入浴・訪問看護のサービスを利用している方（市民税非課税世帯）に対し、利用者負担額の一部を助成します。

表 介護保険利用者負担額助成事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
助成件数	件	766	910	852
総助成額	円	2, 272, 206	2, 380, 987	2, 410, 680

#### ④高齢者等住宅改造費助成事業

日常生活を営むうえで支障のある 65 歳以上の高齢者や身体障害者等に対し、住宅改造にかかる費用を助成し、住環境を整備することで自立を促進します。

工事の内容について相談できる福祉住環境コーディネーターの確保に努めます。

表 高齢者等住宅改造費助成事業の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
助成件数	件	3	3	4
総助成額	円	157, 000	238, 000	145, 000

#### ⑤低所得者対策

各種サービスの利用者負担が困難な方が、必要なサービスを受けるために、民生委員児童委員や社会福祉協議会と連携して、福祉資金の貸付など経済的な支援を図り、併せて対象者の生活支援も行います。

広報誌や民生委員児童委員の研修等で制度についての周知を図ります。

## 第2章 保健医療の充実

### 第1節 健康づくり・介護予防の充実

#### (1) 保健サービスの充実

##### ①個別健康教育

平成20年より特定保健指導が始まり、継続支援に取り組んできました。特定保健指導対象外の方に対しては、健康増進法に基づく個別健康教育は実施していませんが、疾病別に保健指導を行っています。

参加者は、6か月継続することが難しいため、支援方法を工夫しながら、対象者の希望に基づいた実施を検討していきます。

##### ②集団健康教育

国際武道大学において、運動習慣の定着を目指した「健康ハツラツ教室」を開催しているほか、各団体より依頼を受けてテーマ別に健康教室を開催しています。運動教室は概ね参加者に好評であり、継続したいと希望される方が多く、自主サークルとして活動しています。

今後は、各団体への働きかけや市民のニーズを把握し、健康教育の機会を増やしていきます。

表 集団健康教育の実施状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
開催回数	回	21	34	20
延べ参加者数	人	118	207	200

### ③重点健康相談

健診結果に基づき、個別に病態別で結果説明会を実施するとともに、随時、健康相談ができる体制を整え、利用者の相談に応じています。

データに基づき生活習慣改善項目を明確にし、本人ができる目標を設置することで、継続的に支援することができています。また、毎年定期的を実施することで、改善がみられています。

今後は、健診の事後指導の充実を図り、個人の健康意識を高めて行きます。

表 重点健康相談の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
開催回数	回	10	7	7
延べ参加者数	人	300	324	200

### ④総合健康相談

各種イベント会場や地区集会所等で、個別に健康相談に対応しているほか、市役所窓口でも対応しています。

相談者は高齢者が多いため、歩いて来られるような会場設定など、利便性を高め、随時相談を受けられる体制の整備を図ります。また、近所同士、気軽に誘い合って参加できるようPRに努め、利用者の増加を図ります。

表 総合健康相談の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
開催回数	回	6	7	7
延べ参加者数	人	250	46	100

## ⑤健康診査

国保加入者の40歳以上75歳未満に対しては、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、75歳以上の高齢者に対しては後期高齢者医療制度による健康診査を実施しています。今後は、受診率の向上を図ります。

また、特定検診と合わせ、40歳未満（30～39歳）の女性と生活保護受給者（40歳上）に対し検診を実施し、早期からの生活習慣病予防に努めています。健診実施に関してPRに努め、若い女性の健康管理の意識を高めていきます。

表 後期高齢者健康診査の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績
受診者数	人	378	389
受診率	%	10.4	10.6

## ⑥各種がん検診

がん予防に対する関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、胃・大腸・肺がん（40歳以上男女）、乳がん（30歳以上女性）、子宮がん（20歳以上女性）、前立腺がん（50歳以上男性）の検診を実施しています。

子宮がんと乳がんについては、平成21年度より節目の年齢で無料クーポン券を発行し、個別受診が出来るようにしたため、受診者の増加がみられましたが、全体的には受診率は低い状況であり、引き続きクーポン券の活用や受診しやすい環境づくりを進め、受診率向上を図ります。

表 各種がん検診の受診状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
胃がん検診 受診率	%	11.5	11.1	10.8
大腸がん検診 受診率	%	15.8	15.7	15.6
乳がん検診 受診率	%	17.8	16.6	16.5
子宮がん検診 受診率	%	19.5	21.8	20.1
前立腺がん検診 受診率	%	19.6	19.5	19.7
結核検診	%	21.4	19.5	19.7
肺炎ウィルス検査	%	56.7	53.2	60.6

## ⑦予防接種

65歳以上の方を対象に、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成しています。また、平成22年度からは肺炎球菌予防接種についても、1回のみ助成を行っています。

引き続き実施し、感染症の予防及びまん延防止を図ります。

表 予防接種の接種状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
インフルエンザ予防接種	人	3,107	3,460	3,286
肺炎球菌予防接種	人	—	272	277

## ⑧訪問指導

65歳以上の方を対象に介護予防事業として実施するとともに、64歳以下の方に対しては生活習慣改善や家族介護支援を目的とした訪問指導を実施しています。

64歳以下を対象とした訪問数は少なくなっていますが、継続支援の必要な方や閉じこもり予防等の事例は多く、引き続き他部門と連携しながら、サポート体制の構築に努めます。65歳以上高齢者については、介護予防も踏まえ、在宅医療者やその家族の支援に努めます。

## ⑨歯科保健

高齢者を対象に介護予防として口腔機能の向上に向けた体操や清掃の仕方について学ぶ教室を開催しています。

今後は、予防に適した40代50代の世代への啓蒙活動を展開するため、各種事業や検診会場等を活用しながら、歯科保健の知識の普及に努めます。

表 歯科教室の実施状況

	単位	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
開催回数	回	5	5	5
延べ参加者数	人	15	55	10

## ⑩食生活の改善指導

高齢者の食に関する意識の啓発や食生活の改善に向けて、男の料理教室を初級コース中級コースの二つのコースで実施しているほか、食生活改善会の協力を得ながら骨粗しょう症予防や生活習慣病予防のための講習会等を各地区で開催しています。

参加者の料理に対する意識づけと家庭での実施につながっており、今後も引き続き事業を実施し、自炊の支援と健康づくりにつなげます。また、教室後のサークル化など、自主的な活動に向けた支援を検討します。

表 男の料理教室の実施状況

	単位	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
開催回数	回	15	15	12
延べ参加者数	人	95	187	122

## (2) 介護予防の充実

介護予防に向けた普及啓発地域における介護予防活動の活性化を支援するとともに、生活機能が低下し要介護状態等になる可能性の高い人を対象とした介護予防事業を推進します。

⇒ 詳しくは、「第3部介護保険事業計画 第3章 地域支援事業の充実 第1節 介護予防事業の充実」に記載

## **第2節 地域医療体制の充実**

### **(1) かかりつけ医の重要性の啓発**

健診結果を活用し、身近な家庭医を決め受診するよう勧めているほか、インフルエンザ予防接種等予防を契機に「かかりつけ医」を決めていくよう啓発しています。

今後も、市民が自身の健康についてかかりつけ医に気軽に相談でき、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、各種保健事業の時や広報活動にて、「かかりつけ医」の重要性について啓発します。

### **(2) 医療と介護の連携強化**

医療機関を退院し在宅療養をする高齢者や、医療ニーズの高い高齢者、潜在的に医療ニーズを有する高齢者などが増加することが予想されます。

こうした医療介護ニーズに十分対応していくため、勝浦市医師会、勝浦市歯科医師会等をはじめとした医療関係団体、機関と介護保険事業所との定期的な情報交換機会の充実等により、連携強化を図ります。

## 第3章 生きがい活動の充実

### 第1節 交流・敬老活動の促進

#### (1) 老人クラブ活動の活性化促進

高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、老人クラブの活性化を支援します。老人クラブの数及び会員数は近年減少傾向にあり、今後、高齢期を迎える団塊の世代を生きがいづくりや健康づくりの担い手である老人クラブ活動に取り組んでいくことが必要です。

高齢者が自発的に、これまでの経験や知識を生かして、地域社会へ参加するための環境づくり、高齢者が主体的な役割を果たしていく地域づくりに努めます。

表 老人クラブの状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
老人クラブ数	クラブ	31	27	22
会員数	人	1,030	852	703

#### (2) 交流機会の充実

公民館においては、各種公民館教室・文化祭・公民館まつり（勝浦市芸術文化団体連絡協議会主催）を開催するとともに、サークル団体への施設の貸出を実施し、交流機会の充実に努めています。今後も、高齢者が参加しやすい工夫に努めながら継続して実施します。

その他、平成 23 年度の地域支え合い体制づくり事業として、NPO 法人により、空き店舗を改修したふれあいサロンが 1 か所開設されました。今後も高齢者の交流の場として活用されるよう支援を検討します。

## 第2節 生涯学習の推進

### (1) 情報提供の充実

生涯学習にかかる各事業の開催等については、市広報やホームページ等を活用し周知を行うとともに、公民館まつり・文化祭に関しては、ポスターも作成し周知に努めています。

今後も、各講座やイベントなどについて、市広報やホームページ、ポスター等への掲示や老人クラブへの情報提供等による周知を行い、参加促進を図ります。

### (2) 生涯学習講座の充実

生涯学習機会として、「高齢者学級」「郷土の歴史探訪」「婦人学級」「国宝・重文をたずねて」等の事業を開催しています。また、公民館が開催する各種教室においても、その開催日時等から高齢者の参加が多くなっています。

今後も、高齢者の多様な学習・文化活動のニーズに対応するため、高齢者学級などの講座の充実を図るとともに、一般向けの講座においても高齢者の参加を促進します。また、生涯学習施設の充実を図るため市民文化会館を建設します。

学習成果を評価し、それを地域社会に還元するシステムづくりに努めます。

### (3) 人材の育成

「若い芽のαコンサート鑑賞」、「郷土の歴史探訪」や「体力測定」、「各種スポーツ教室」等の開催により、歴史、文化、教養及びスポーツ指導技術等の修得を促進するとともに、各種教室やサークル活動で習得したものを講師として依頼するなど、人材の確保に役立てています。

また、県生涯大学校と連携を図り、卒業生が地域活動の担い手となるような、人材の育成・確保に努めます。

## **第3節 就労対策の推進**

### **(1) 高齢者の雇用・就労の促進**

高齢者が意欲と能力に応じて就業ができる多様な機会を確保するため、事業主に対して協力を要請するとともに、団塊の世代が地域づくりの担い手として就労できるよう支援していきます。

### **(2) シルバー人材センターの活性化支援**

市業務の委託、情報提供などにより、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター就労機会の確保に努めます。また、民間事業者からの就業開拓を推進し、自主的運営基盤の確立、強化など活性化を図るよう支援します。

## 第4章 安全で快適な生活の確保

---

### 第1節 人にやさしい住環境の整備

#### (1) 人にやさしい環境づくりの推進

公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、JR東日本に対し、勝浦駅のバリアフリー化に配慮した施設整備等を要望しており、事業化される見込みとなっています。今後も、公共性の高い施設については高齢者等に配慮した施設となるよう協力を要請します。

また、施設整備に併せて、障害者や高齢者に配慮する心のバリアフリー化を推進します。

#### (2) 外出しやすい道路の整備

「バリアフリー新法」、「千葉県ふくしのまちづくり条例」などに基づき、高齢者をはじめ、誰もが安心して外出できるよう、人にやさしい道路・歩道の整備を図ります。

#### (3) 安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に向け、高齢者等の住宅改造や木造住宅の耐震診断にかかる費用に対する助成を実施しているほか、老朽化した市営住宅の建て替えを実施しています。

今後も引き続き実施するとともに、現在、市営住宅長寿命化計画を策定しており、今後は、その中で市営住宅の整備方針を検討していきます。

また、相談できる福祉住環境コーディネーターの確保をはじめ、高齢者の生活機能に合った住宅改修が施工できる体制づくりに努めます。

## **第2節 移動・交通対策の充実**

### **(1) 移送支援体制の強化**

外出手段の確保と社会参加の促進に向けて、社会福祉協議会による福祉カー事業を実施します。市民に対し事業を周知し、利用を促進するとともに、必要な場合の運転手派遣について社会福祉協議会と検討します。

### **(2) 公共交通機関の充実**

高齢者の移動手段を確保するため、鉄道・民間バスの利便性向上やバリアフリー化を関係機関に要請するとともに、市民バスの運行については、高齢者などのニーズに配慮するよう努めます。

### **(3) 交通安全対策の推進**

高齢者が安全に、安心して地域を移動することができるよう、勝浦警察署や勝浦交通安全協会などと連携し、老人クラブや敬老行事等での「高齢者交通安全教室」の開催や、パンフレットなどの資料配布により交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備に努めます。

## 第3節 防災・防犯体制の充実

### (1) 防災体制の充実

市民と行政、さらに各種団体との連携・協働により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域の防災対策の強化を図るとともに、自治会などの自主防災活動を支援します。また、災害時要援護者の把握に努めます。

#### ①地域防災力の強化

地域の実情に合わせた防災計画の見直しを行うことでの確な防災体制づくりを推進します。さらに津波避難に特化した地図の作成や避難路の整備を行い、地域の防災力強化を図ります。

また、指定避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等の災害時要援護者を受け入れる「福祉避難所」の指定を検討します。

#### ②情報伝達体制の整備

高齢者のみの世帯に、緊急を要する場合に連絡できる緊急通報装置を貸与・設置します。また、防災行政無線戸別受信機の設置や防災行政メール配信サービスの加入などを促進し、防災に関する情報伝達体制の整備に努めます。

#### ③「避難支援プラン」の策定

災害時要援護者の把握に努め、地域における共助の体制づくりを支援するなど、自然災害に対する不安の解消と、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、平成22年度に策定した「勝浦市要援護者避難支援計画」に基づき、「避難支援プラン（個別支援計画）」を策定します。

#### **④家具転倒防止器具等取付費の助成**

高齢者のみの世帯（市民税非課税）に家具転倒防止器具等の購入・取付費を助成します。

また、火災等の不安に対し、安心して日常生活を過ごすことができるよう、ガス事故や火災予防対策として、火災報知器、ガス警報器等の設置を推進します。

### **（２）防犯対策の充実**

勝浦警察署や関係機関と連携し、防犯教室の開催や自主防犯物品の情報を提供し、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、市・市民・各種団体との協働によって防犯のまちづくりの実現をめざします。

地域における「高齢者を犯罪から守る活動」を促進するとともに、「振込み詐欺防止」、「悪質商法の被害防止」等に向けた防犯講話などの活動を推進します。

## 第5章 支え合うまちづくりの推進

---

### 第1節 福祉意識の形成

#### (1) 福祉意識の啓発

高齢者がより安心して生活できることを目的に、行政機関や病院、相談機関をはじめ、地域で活動しているボランティア団体や介護予防につながる活動を行うサークルなど多彩な情報を掲載しています。

介護予防地域資源資料集「勝浦いろは帖」は、半年に一度、内容を更新しており、今後も、市のホームページ、広報かつらの「地域いきいき通信」や社協だより「ふくしかつら」などと合わせ、各種サービスや福祉活動に関する情報提供に努め、市民の福祉に対する理解を深めます。また、地域での世代間交流などを通して、相互扶助や思いやりの心の醸成を図ります。

#### (2) 学校における福祉教育の推進

中学生社会体験学習事業の一環として福祉施設などにおける実習、小学校での施設訪問など、施設での体験学習や体験ボランティアなどを通して福祉教育を推進します。

#### (3) 地域における福祉教育の推進

地域全体で福祉教育に取り組んでいくために、福祉施設や勝浦市ボランティアセンター等と連携して誰もが気軽に福祉を学べる環境を整備します。

## 第2節 福祉活動の活性化

### (1) 地域福祉団体の活動支援

市民の福祉ニーズが増大、多様化するなかで、きめ細やかな福祉サービスを提供していくためには、地域福祉の中核的役割を担っている社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体や地域住民などによる地域ぐるみ福祉を推進していくことが重要です。

今後も、民生委員や社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、NPO法人など、地域の様々な福祉団体の活動を支援するとともに、団体同士のネットワーク化を推進し、地域福祉活動の活性化を図ります。

### (2) 福祉人材の育成

千葉県福祉人材確保・定着夷隅地域推進協議会の事業により、地域の特性にあった福祉人材の確保・定着のための施策を検討し、広報や就職希望者への合同説明会などを実施しました。

今後も、地域の人的資源の有効活用や、県等の開催する研修会への積極的な参加を促進し、福祉人材の育成に努めます。また、市の地域福祉の担い手である民生委員児童委員の地区民生委員協議会活動等を支援します。さらに、県生涯大学校と連携を図り、卒業生が地域活動の担い手として活躍できるような環境を整備します。

### (3) ボランティア活動への支援

高齢者や団塊の世代など、中高年世代が自らの知識や経験を活かし、幅広い世代間の交流事業など地域の実情に即した活動ができるよう、コーディネーターやリーダーの研修育成を図ります。また、各種ボランティアやNPO団体などの活動が効率的に進められるよう情報交換や連携強化への取組を支援します。

## 第3節 地域包括ケア体制の強化

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制を整備します。

また、自治会や子ども会、ボランティア及び各種団体が地域内の福祉について主体的な関心をもち、自らの積極的な参加による福祉活動や見守り活動が進められるよう、必要な仕組みづくりや環境整備に取り組みます。

⇒ 詳しくは、「第3部介護保険事業計画 第1章 地域包括ケア体制の強化」に記載

【第3部】

# 介護保険事業計画



# 第1章 地域包括ケア体制の強化

---

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく尊厳ある生活続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

## 第1節 保健・医療・福祉の連携

行政をはじめとする、関係機関や団体、事業者等の保健・医療・福祉関係部門との連携・ネットワークを強化し、地域ケア体制の総合的な推進体制の確立を図ります。

また、地域包括支援センターを中核として、社会福祉協議会、保健・医療・福祉の関係機関との機動的なネットワークの構築を図ります。さらに、市民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域ケア体制の確立を目指します。

### (1) 地域ケア会議の充実

要介護高齢者に対し効果的なサービスを提供するため、保健・福祉・医療等にかかる各種サービスや地域ケアの総合調整を行う「地域ケア会議」を充実し、地域ケアの総合推進体制の確立を図ります。

### (2) 関係機関・事業者との連携・ネットワーク

地域ケアを担う公的サービスの関係機関、介護保険サービス提供事業者、及び住民主体による支え合い・見守り活動を推進する団体・個人等、地域ケアの様々な担い手相互の連携を強め、高齢者の生活全体を見渡したケア体制が構築できるよう、迅速かつ効率的な情報交換、連携対応を図れるようネットワークづくりを進めます。

## **第2節 地域包括支援センターの充実**

### **(1) 地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターにおいて、高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし供給する体制を整備していくため、各専門分野との協力・連携体制を構築します。

また、地域包括支援センターで対応すべき問題が複雑化している中、これらの課題に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員のスキルアップのための各種研修会への参加などを進めていきます。

### **(2) 地域包括支援センターの適切な運営の促進**

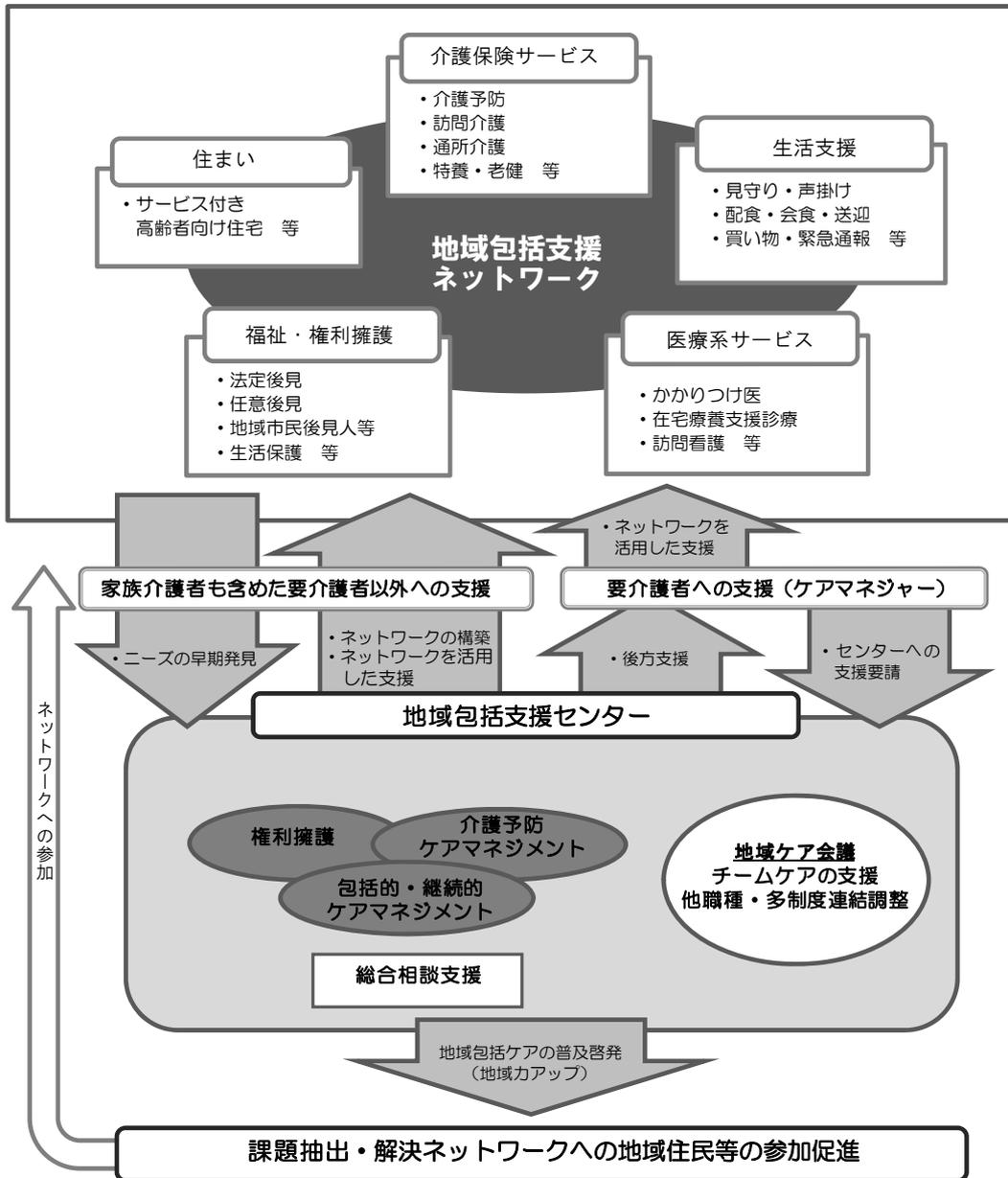
サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者の代表などで構成される地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、公平・中立性の観点から、協議し、円滑かつ適正な運営を図ります。

### **(3) ケアマネジメント体制の確立と質の向上**

地域住民、特に援護が必要な高齢者からの相談に対して、円滑かつ迅速な課題解決を図り、自立生活を支援していくために、地域包括支援センターや地域ケアシステムの相談員などが連携し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを効果的に組み合わせ、総合的に提供していくための仕組みづくりを進めます。

また、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャーの資質の向上を図るとともに、ケアマネジャーの情報交換の促進、ケアマネジメント支援体制の充実・強化を図り、利用者の視点に立ったケアマネジメントの質の向上を図ります。

図 地域包括ケアシステムのイメージ





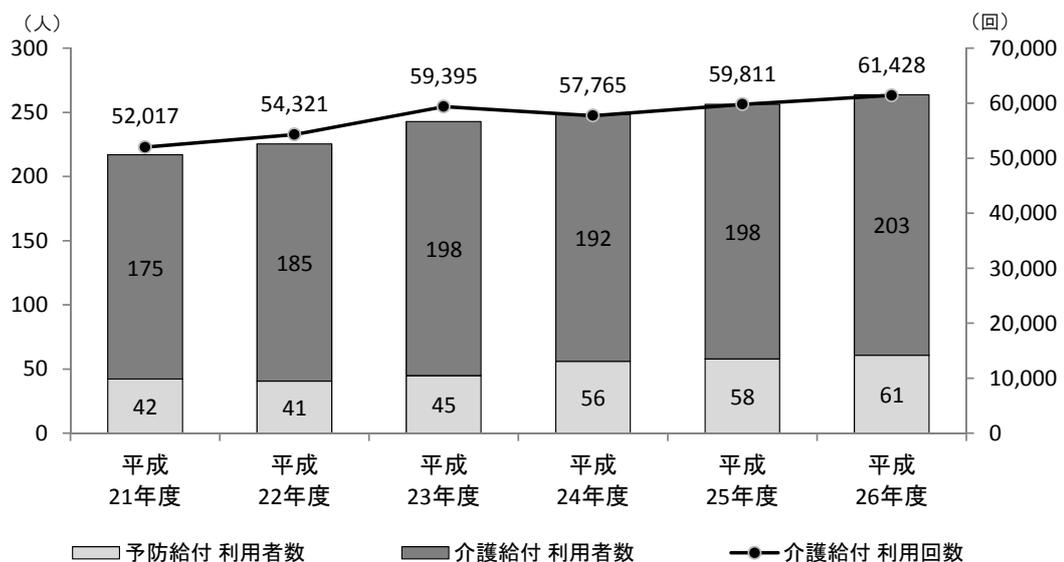
## 第2章 介護予防・介護サービス

### 第1節 居宅サービスの充実

高齢者が、必要な時にサービスを利用できる居宅介護サービスの提供体制の確保に努めます。

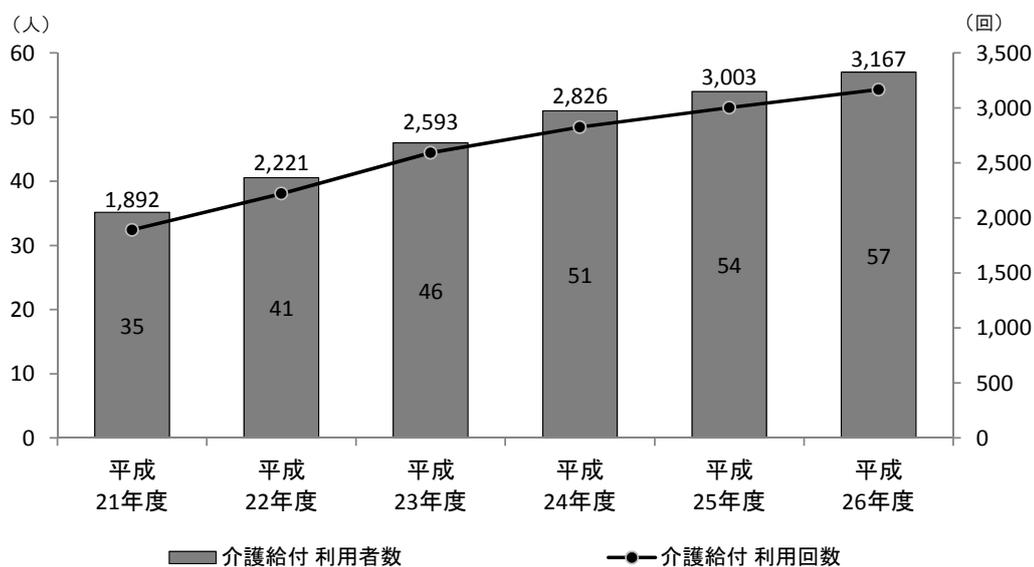
#### ①訪問介護・介護予防訪問介護

介護給付の訪問介護の年間延利用回数は、平成26年度に61,428回と見込みます。介護予防訪問介護の月平均利用人数は、平成26年度に61人と見込みます。



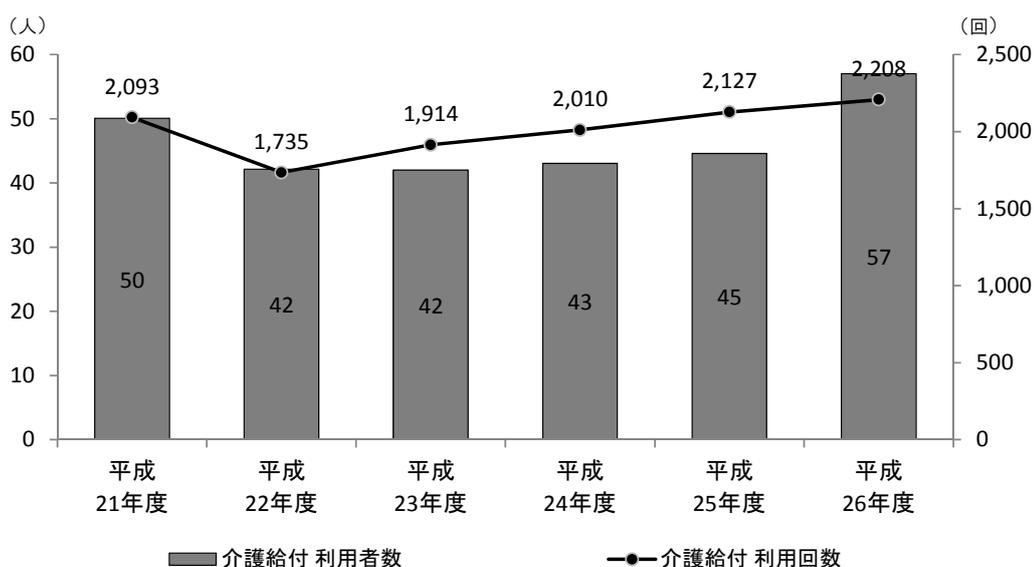
## ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 3,167 回と見込みます。予防給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 0 回と見込みます。



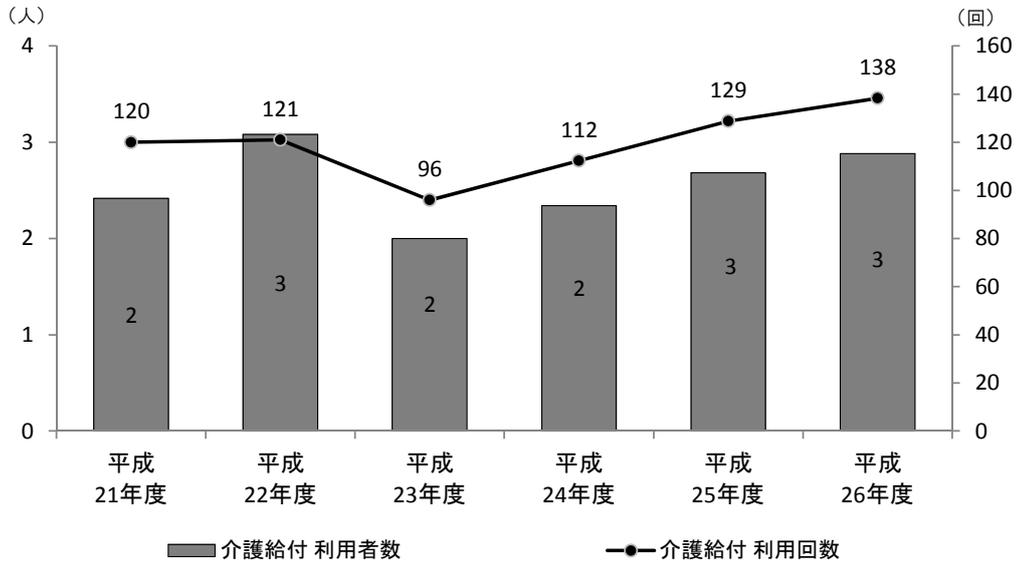
## ③訪問看護・介護予防訪問看護

介護給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 2,208 回と見込みます。予防給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 0 回と見込みます。



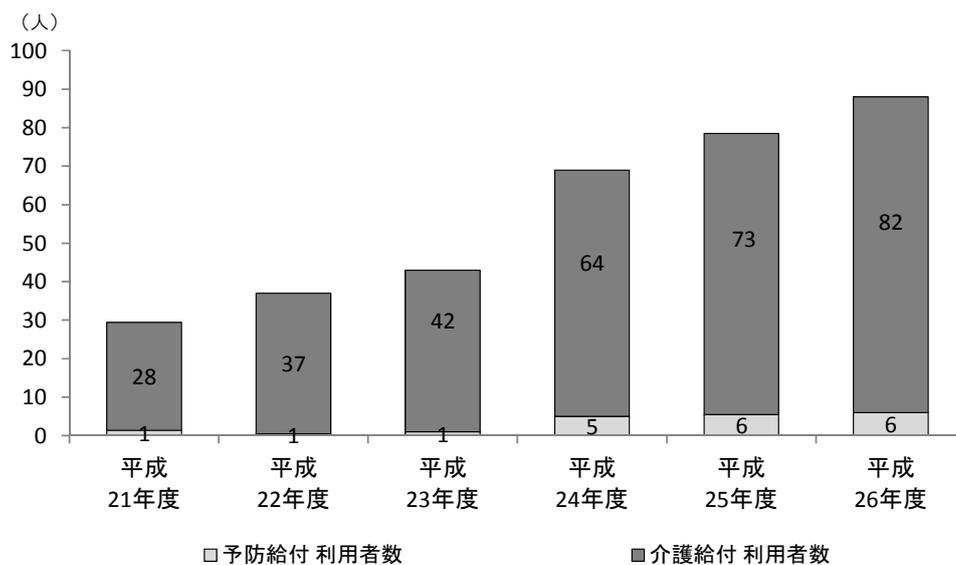
#### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

介護給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 138 回と見込みます。予防給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 0 回と見込みます。



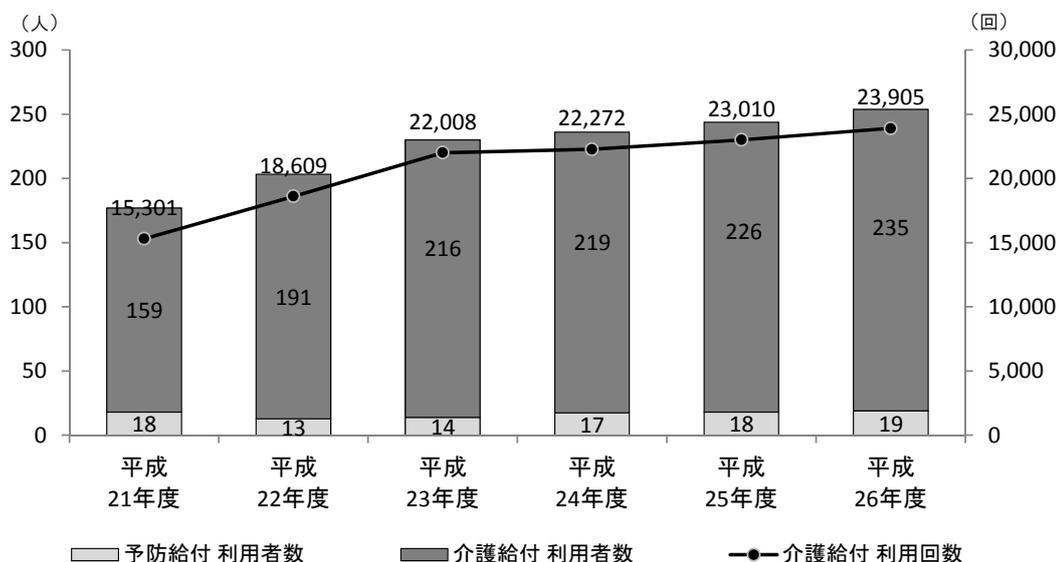
#### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

介護給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 82 人と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 6 人と見込みます。



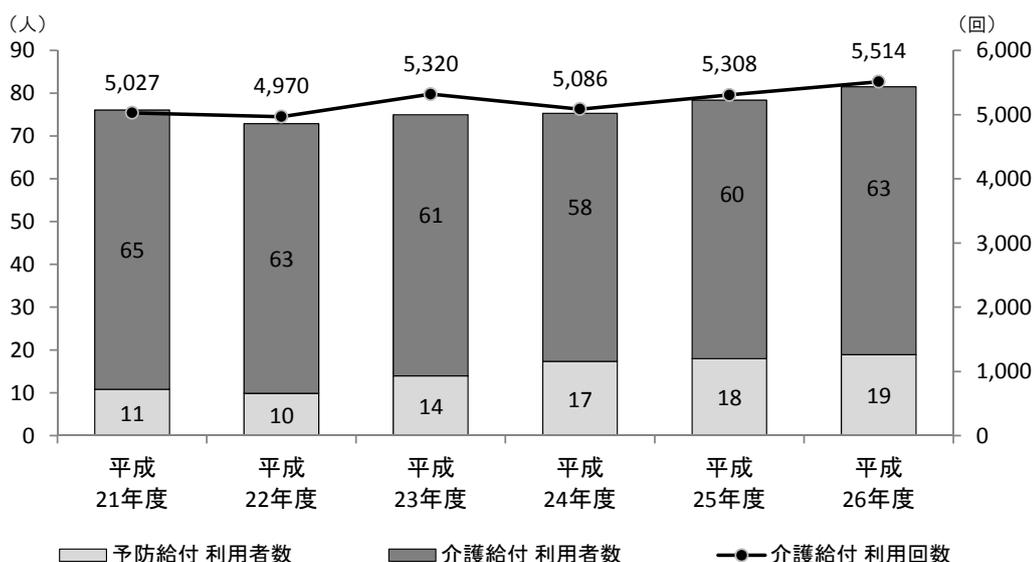
## ⑥通所介護・介護予防通所介護

介護給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 23,905 回と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 19 人と見込みます。



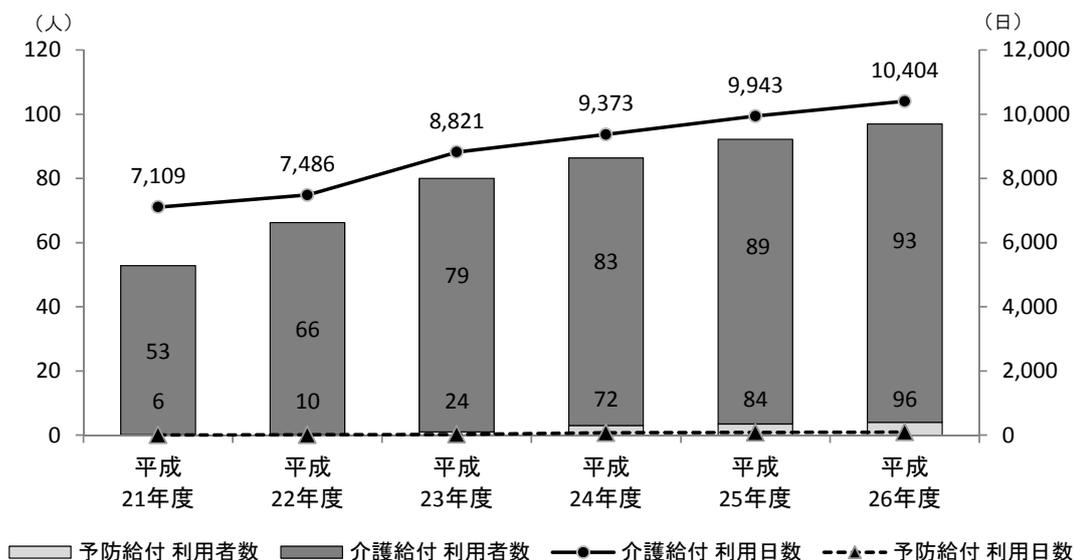
## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護給付の年間延利用回数は、平成 26 年度に 5,514 回と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 19 人と見込みます。



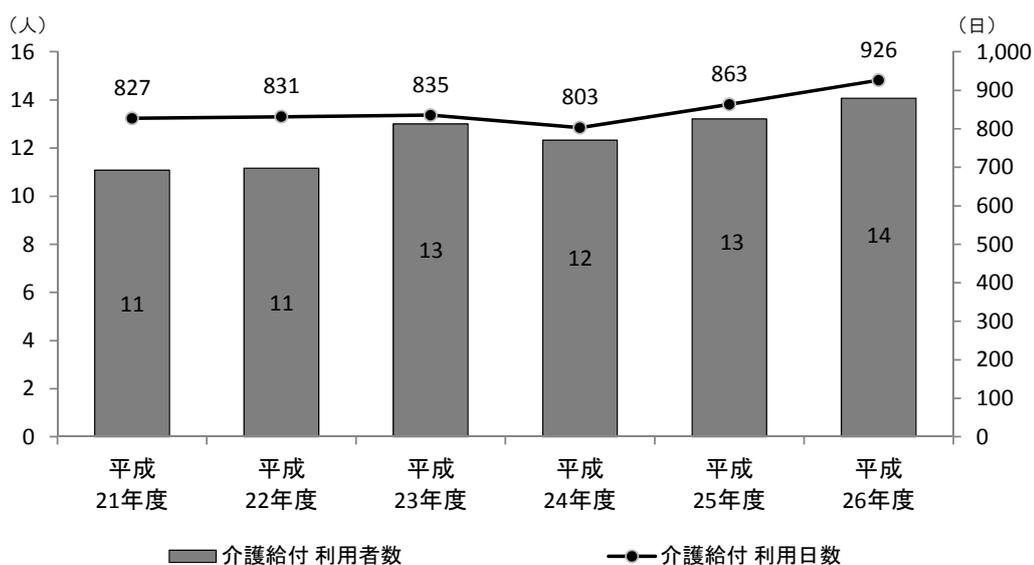
### ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護給付の年間延利用日数は、平成 26 年度に 10,404 日と見込みます。予防給付の年間延利用日数は、平成 26 年度に 96 日と見込みます。



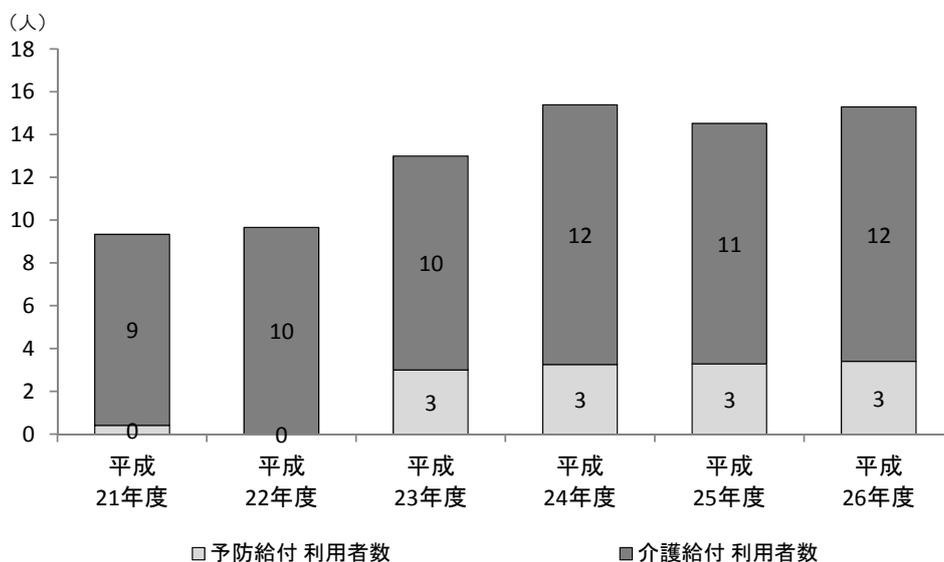
### ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護給付の年間延利用日数は、平成 26 年度に 926 日と見込みます。予防給付の年間延利用日数は、平成 26 年度に 0 日と見込みます。



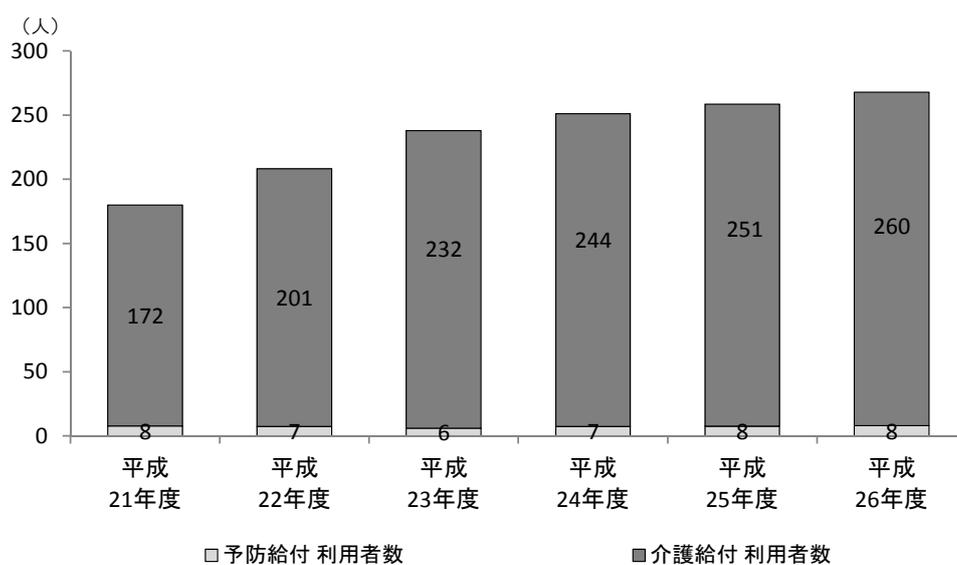
## ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 12 人と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 3 人と見込みます。



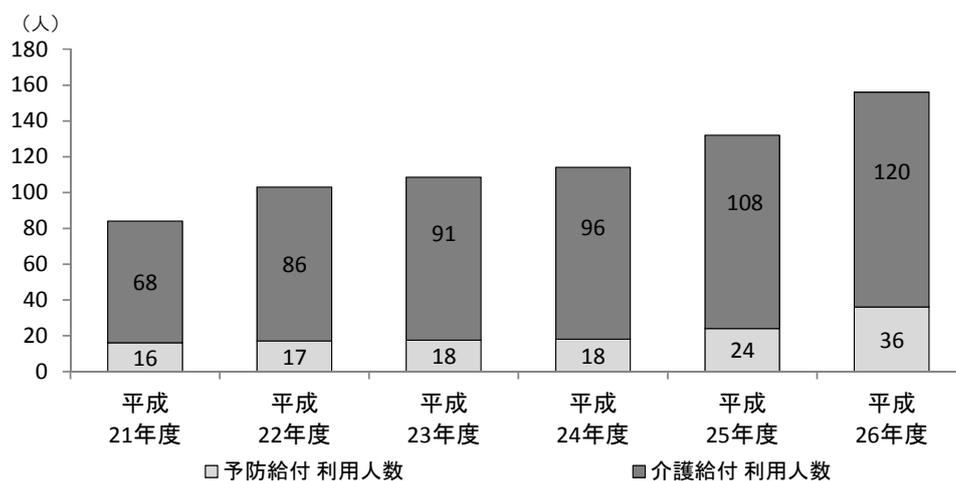
## ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 260 人と見込みます。予防給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 8 人と見込みます。



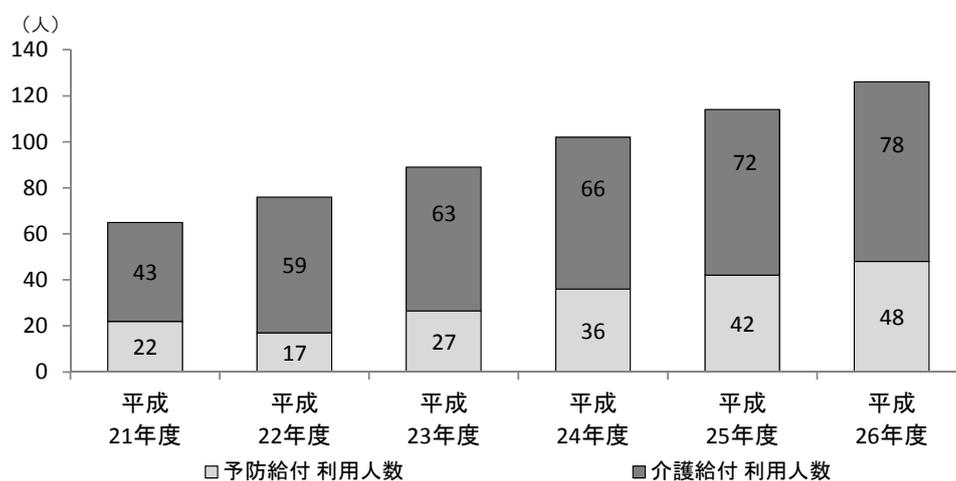
## ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

介護給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 120 人と見込みます。予防給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 36 人と見込みます。



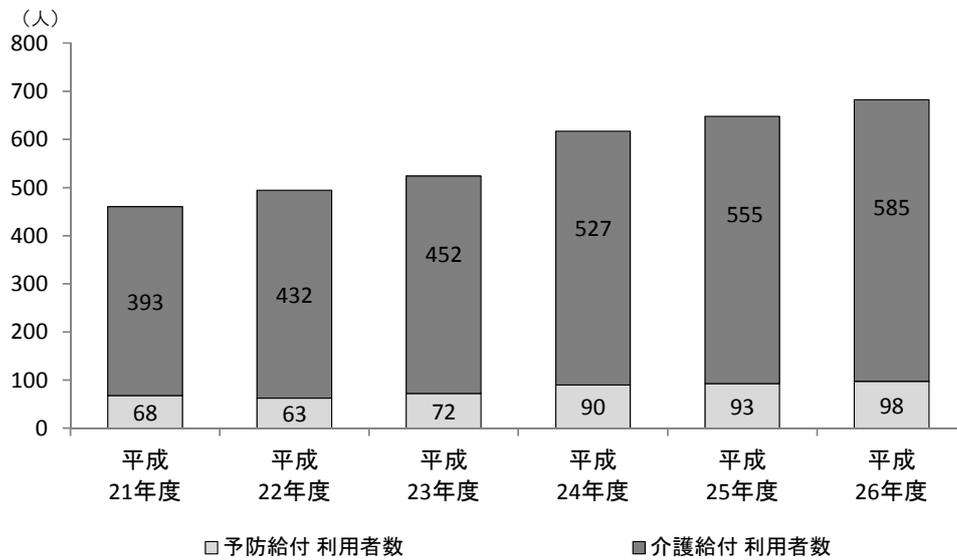
## ⑬住宅改修

介護給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 78 人と見込みます。予防給付の年間利用人数は、平成 26 年度に 48 人と見込みます。



## ⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援の月平均利用人数は、平成 26 年度に 585 人と見込みます。介護予防支援の月平均利用人数は、平成 26 年度に 98 人と見込みます。



## 第2節 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスについては、地域の現状等を把握・分析しながら、地域の身近なところで利用できるサービス提供体制を確保・充実に努めます。同時に、サービスの適切な利用を促します。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5期より創設されたサービスですが、訪問介護等の利用状況から、本市においては想定される利用ニーズは少ないと思われることから、ケアマネジャーやサービス提供事業者との連携および緊急通報システムの利用等により対応することとし、平成26年度に0人と見込みます。

### ②夜間対応型訪問介護

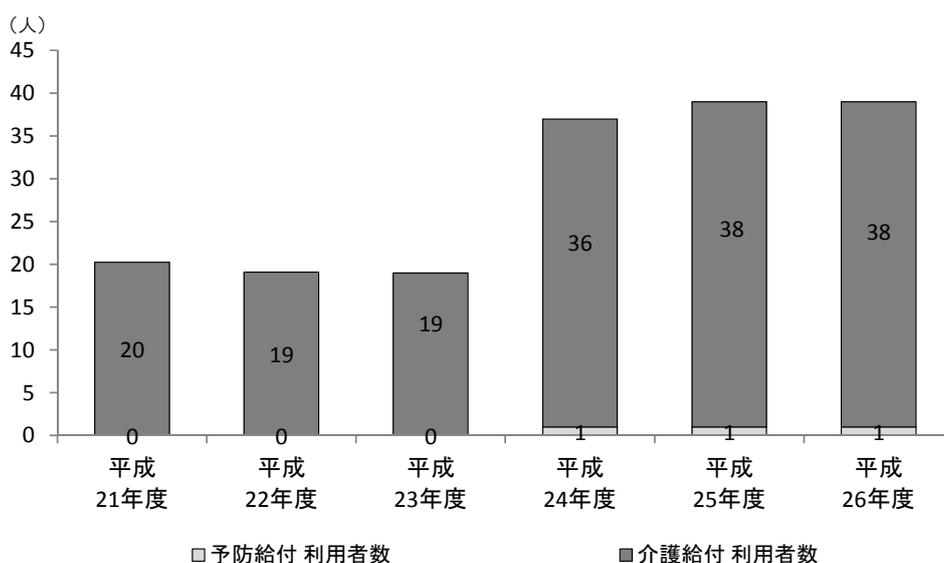
介護給付、予防給付とも月平均利用人数は、平成26年度に0人と見込みます。

### ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護給付、予防給付とも月平均利用人数は、平成26年度に0人と見込みます。

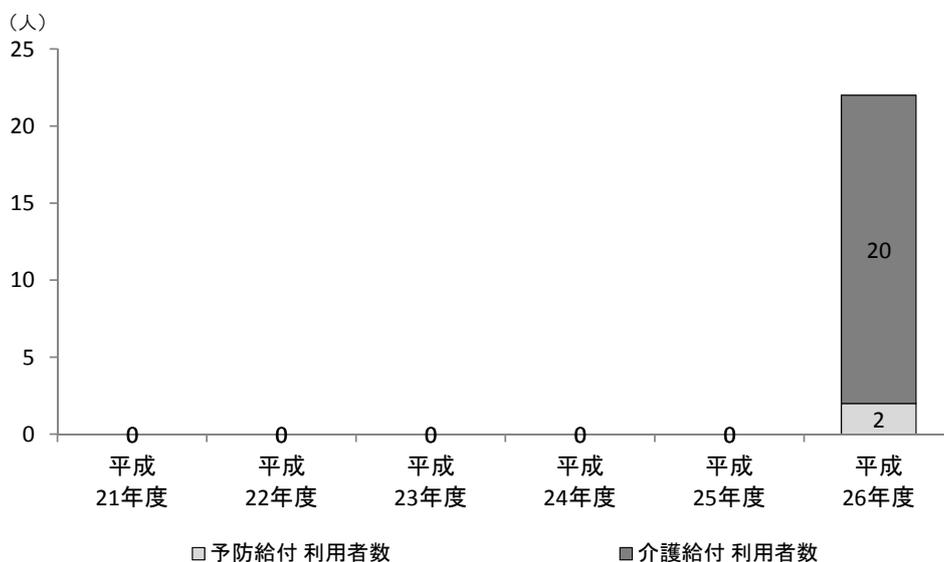
### ④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

介護給付の月平均利用人数は、平成26年度に38人と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成26年度に1人と見込みます。



## ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

介護給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 20 人と見込みます。予防給付の月平均利用人数は、平成 26 年度に 2 人と見込みます。



## ⑥複合型サービス

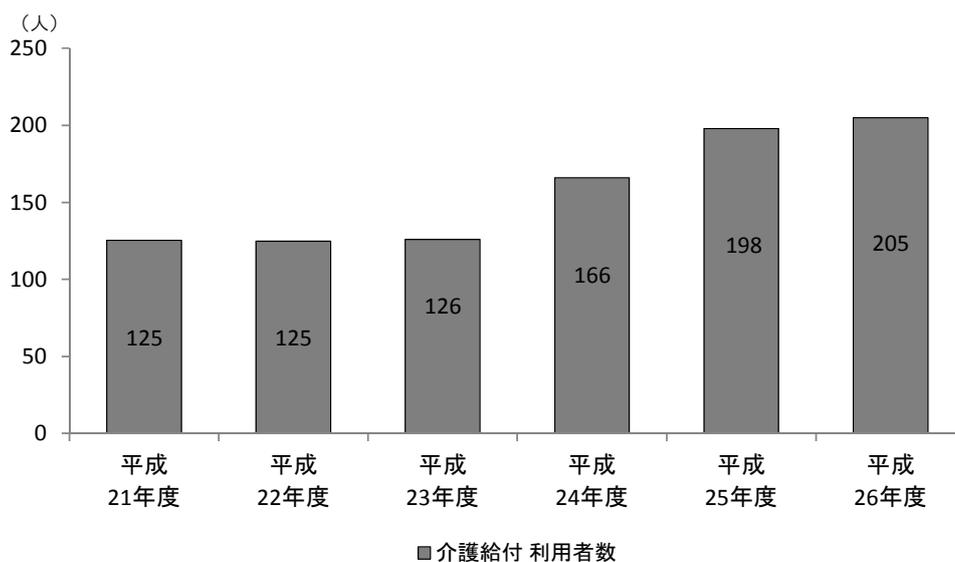
第 5 期より創設されたサービスですが、拠点となる小規模多機能型居宅介護が未整備の状況であり、第 5 期は小規模多機能型居宅介護の整備および訪問看護による対応とすることとし、平成 26 年度に 0 人と見込みます。

### 第3節 施設サービスの充実

在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、要介護状態区分等に応じて適切な施設を選択して利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

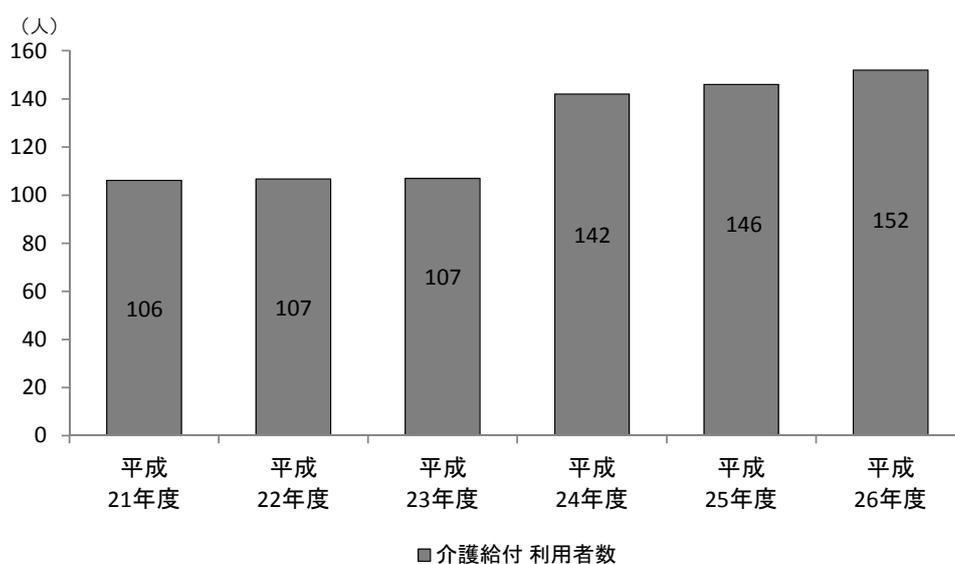
#### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の月平均利用人数は、平成26年度に205人と見込みます。



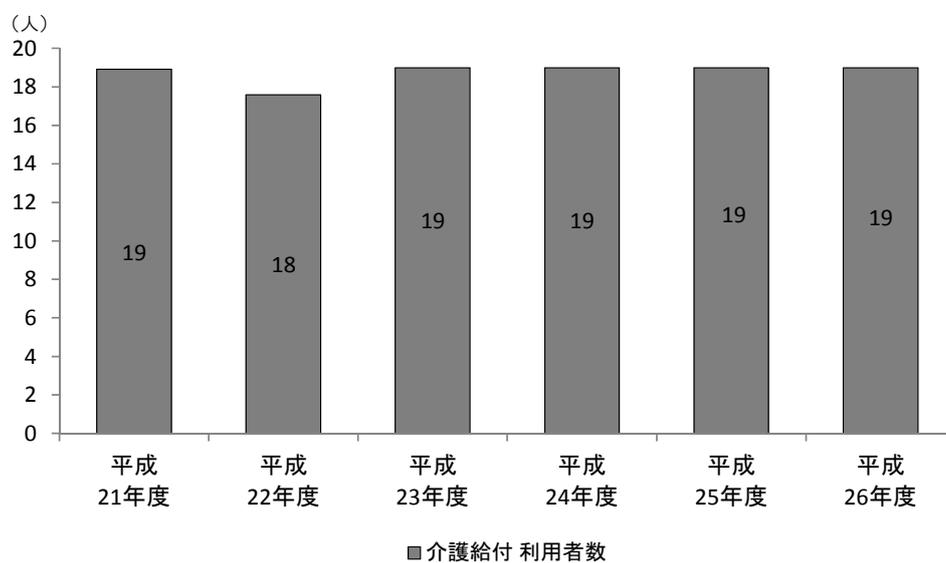
#### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設の月平均利用人数は、平成26年度に152人と見込みます。



### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の月平均利用人数は、平成26年度に19人と見込みます。



## 第3章 地域支援事業の充実

### 第1節 介護予防事業の充実

#### (1) 二次予防事業の充実

要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の方を対象に、介護予防事業を利用することによって、生活機能低下の予防・改善を図ります。

##### ①二次予防事業対象者把握事業

65歳以上の介護保険第1号被保険者（要支援・要介護の認定を受けている方は除く）全員に、基本チェックリストによる調査を実施し、受診者の生活機能状態をデータベース化するとともに、訪問指導等からの情報も活用して市内の高齢者から、二次予防事業の対象となる方を把握・選定します。

介護予防の意識を高めるために、相談窓口等を開設するとともに、かかりつけ医や地域包括支援センターと連携し、地域で機能低下がみられる高齢者の把握に努めます。

表 二次予防事業対象者の目標事業量

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業対象者数	人	400	400	400

##### ②訪問型介護予防事業

二次予防事業把握事業により把握された高齢者を対象に、保健師等が家庭訪問し、生活機能に関する課題を把握・評価し、適切な相談・指導の実施に努めます。また、配食サービス等を通じて栄養改善や食の自立に努めます。

さらに、その他の地域支援事業や、生涯学習関連事業等への誘導を図りながら、生活機能の低下を予防します。

### ③通所型介護予防事業

二次予防事業把握事業により把握された高齢者を対象に、「運動器の機能向上プログラム」、「口腔機能向上プログラム」、「栄養改善プログラム」の3つの通所型介護予防事業を実施します。

運動器の機能向上プログラムについては、健康運動指導士を講師にした集団指導を行い、個人の身体状況に応じた運動プログラムを作成し、転倒骨折予防や、加齢に伴う運動器の機能低下の予防、機能向上などを図ります。

口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムとして、「健口教室」を実施し、口腔内の清掃や嚥下障害の改善、食生活の改善を図ります。

表 通所型介護予防事業の目標事業量

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運動器の機能向上	人	200	200	200
	回	10	10	10
栄養改善	人	150	150	150
	回	10	10	10
口腔機能向上	人	150	150	150
	回	10	10	10

### ④二次予防事業評価事業

地域包括支援センターにおいて、二次予防事業参加者一人ひとりに、それぞれの心身の状況に応じた個別の計画を作成し、事業の実施後に効果測定を行い、状態の改善につなげるよう努めます。

一人ひとりの介護予防効果を通じて、市全体で、介護保険の要介護（要支援）者の増加を抑制していきます。

## (2) 一次予防事業の充実

要介護認定者及び二次予防事業対象者を除く全ての高齢者を対象として、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、一人ひとりが日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供するなど、介護予防の充実に努めます。

### ①介護予防普及啓発事業

介護予防についての基本的な知識の普及を図るため、パンフレットや広報紙の活用や夷隅郡内合同の講演会を実施します。介護予防に関する教育・相談事業の推進に努め、高齢者が集まる場所や健康づくり事業等でも、積極的に啓発活動を実施します。

表 介護予防普及啓発事業の目標事業量

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
講演会開催数	回	1	1	1
講演会参加者数	人	300	300	300
事業開催回数	回	10	10	10
事業延べ参加者数	人	200	200	200

### ②地域介護予防活動支援事業

介護予防活動をサポートするボランティア人材や、自主的な地域介護予防活動を展開する組織の育成に努めます。

勝浦市食生活改善会に、平成 21、22 年度にそれぞれ 6 回の研修を実施し、22 年度には延べ 1,730 名の参加がありました。今後も各地域での介護予防活動の積極的な展開を推進します。

表 地域介護予防活動支援事業の目標事業量

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
食生活改善会地区伝達回数	回	60	60	60
延べ参加者数	人	1,500	1,500	1,500

### ③一次予防事業評価事業

地域住民の介護予防に関する認知度、ボランティア活動への高齢者の参加数を評価したり、ボランティア養成講座、介護予防に関する普及啓発事業の評価を原則毎年行い、より効果的な施策展開につなげていきます。

## 第2節 包括的支援事業の充実

### ①介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者や要支援者を対象にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において効果の評価（アセスメント）を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減および悪化防止のためのマネジメントを行います。

### ②総合相談支援

地域における様々な関係者とのネットワークを構築しながら、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況および家庭環境等についての実態把握に努め、介護保険サービスにとどまらないさまざまな情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

### ③権利擁護事業

総合的な相談支援のなかで、権利擁護の観点から必要性が認められる場合は、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置入所など、それぞれの状況に即した対応を行います。

### ④包括的・継続的ケアマネジメント

ケアプラン作成の支援や支援困難事例への指導・助言、及び地域ケア会議を有効活用し、医療機関や各種施設、ボランティア等のインフォーマルサービスとの連携や協力体制の構築など、ケアマネジメントの後方支援を行います。

## 第3節 任意事業の充実

以下のサービスについて、地域支援事業の任意事業として実施していきます。

### ①家族介護用品支給事業（P23）

### ②家族介護慰労事業（P23）

### ③介護支援専門員業務助成事業

介護支援専門員等が介護保険の住宅改修費の支給に係る理由書を作成した場合、その作成に係る費用を助成します。

表 介護支援専門員業務助成事業の実施状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	件	8	6	8

### ④緊急通報システムサービス事業（P20）

### ⑤成年後見制度利用支援事業（P27）

## 第4節 介護予防・日常生活支援総合事業について

「要支援」と「非該当（自立）」を行き来する高齢者等を対象に、利用者の状態像や意向を踏まえて、介護予防と配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。提供にあたっては、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施することとなります。地域支援事業に位置付けられ、実施するかどうかの判断を市町村がします。

本市では、「要支援」と「非該当（自立）」で行き来するような高齢者がほとんどいない状況であり、また、ニーズ調査からは、介護予防のみ、あるいは生活支援サービスのみを希望する方が多い状況がうかがえることから、今後は、事業内容やサービス利用者、サービス提供体制等について調査検討を進めつつ、第5期計画期間中においては、介護予防事業（二次予防事業）及び生活支援サービスの組み合わせにて対応することとします。

## 第4章 介護保険事業の適正な運営

### 第1節 介護保険事業会計の方向性

#### (1) 介護保険給付費の見込み

第5期計画期間における介護保険給付費の見込みは以下の表の通りです。

#### ■介護給付

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	①訪問介護	165,531	171,568	176,395
	②訪問入浴介護	31,743	33,730	35,573
	③訪問看護	16,591	17,540	18,239
	④訪問リハビリテーション	314	360	387
	⑤居宅療養管理指導	6,385	7,249	8,131
	⑥通所介護	189,304	195,598	203,188
	⑦通所リハビリテーション	48,448	50,908	52,658
	⑧短期入所生活介護	78,520	83,339	87,133
	⑨短期入所療養介護	9,769	10,498	11,295
	⑩特定施設入居者生活介護	26,212	24,413	25,821
	⑪福祉用具貸与	42,094	43,762	45,544
	⑫特定福祉用具販売	2,117	2,419	2,652
	⑬住宅改修	5,646	6,037	6,703
	⑭居宅介護支援	72,708	76,561	80,867
	小計	695,380	723,983	754,586
地域密着型	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	②夜間対応型訪問介護	0	0	0
	③認知症対応型通所介護	0	0	0
	④認知症対応型共同生活介護	100,541	106,295	106,295
	⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	40,176
	⑥複合型サービス	0	0	0
	小計	100,541	106,295	146,471
施設	①介護老人福祉施設	453,391	539,154	557,378
	②介護老人保健施設	440,919	453,648	472,284
	③介護療養型医療施設	76,337	76,337	76,337
	小計	970,647	1,069,139	1,105,999
介護給付 計		1,766,568	1,899,417	2,007,056

## ■予防給付

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	①介護予防訪問介護	11,268	11,627	12,239
	②介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	③介護予防訪問看護	0	0	0
	④介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	⑤介護予防居宅療養管理指導	421	470	518
	⑥介護予防通所介護	7,224	7,502	7,921
	⑦介護予防通所リハビリテーション	8,245	8,563	9,041
	⑧介護予防短期入所生活介護	453	528	604
	⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	⑩介護予防特定施設入居者生活介護	3,118	3,171	3,297
	⑪介護予防福祉用具貸与	501	523	554
	⑫特定介護予防福祉用具販売	420	538	840
	⑬住宅改修	4,441	4,829	5,640
	⑭介護予防支援	4,086	4,212	4,432
	小計	40,176	41,964	45,085
地域密着型	③介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	④介護予防認知症対応型共同生活介護	2,732	2,732	2,732
	⑤介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	1,041
		小計	2,732	2,732
予防給付 計		42,908	44,696	48,858

## ■標準給付費

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(介護給付+予防給付)	1,809,477	1,944,114	2,055,915
特定入所者介護サービス費等給付額	75,504	79,379	83,704
高額介護サービス費等給付額	35,109	36,910	38,922
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,977	6,284	6,626
算定対象審査支払手数料	1,384	1,455	1,534
標準給付費見込額	1,927,450	2,068,142	2,186,701

## (2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、介護保険給付費の3%を目安に見込むこととされています。第5期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表の通りです。

### ■地域支援事業費

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業費	57,782	62,001	65,555
保険給付見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%

## (3) 段階別第1号被保険者数の見込み

第1号被保険者の各段階における見込み数は以下の通りです。

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
第1段階	110	112	113	335
第2段階	1,348	1,363	1,378	4,089
第3段階	802	810	819	2,431
第4段階	2,405	2,431	2,458	7,294
第5段階	1,627	1,646	1,664	4,937
第6段階	606	613	619	1,838
合計	6,898	6,975	7,051	20,924

## (4) 給付費見込みと保険料

介護保険給付費と地域支援事業費の見込みから、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、以下の通り見込みます。

### 介護保険料基準額の積算根拠

① 平成24年度から26年度までの保険給付費見込額	6,182,293,042円
② 平成24年度から26年度までの地域支援事業費見込額	185,337,591円
③ 第1号被保険者負担分の相当額((①+②)×21%)	1,337,202,433円
④ 調整交付金相当額(①×5%)	309,114,652円
⑤ 調整交付金見込み額(①×7.13%)	440,798,000円
⑥ 準備基金取崩額	40,000,000円
⑦ 財政安定化基金取崩による交付額	15,131,132円
⑧ 保険料収納必要額	$③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ = 1,150,387,953円$
⑨ 保険料収納率	98.00%
⑩ 保険料賦課総額	$⑧ \div ⑨ = 1,173,865,258円$
⑪ 基準額に対する割合で補正した第1号被保険者数	20,258人
⑫ 保険料基準額(月額)	$⑩ \div ⑪ \div 12 = 4,829円$

基準額となる「第4段階」の保険料は、端数処理を行い、年額58,000円とし、所得段階に応じて0.5倍から1.5倍に設定します。

表 介護保険料6段階の設定について（単位：円）

段階	対象者	保険料 (年額)
第1段階 基準額×0.5	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	<b>29,000円</b>
第2段階 基準額×0.5	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の者	<b>29,000円</b>
第3段階 基準額×0.75	・世帯全員が市民税非課税の者で、第2段階に該当しない者	<b>43,500円</b>
第4段階 基準額×1.00	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の者	<b>58,000円</b>
第5段階 基準額×1.25	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	<b>72,500円</b>
第6段階 基準額×1.50	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の者	<b>87,000円</b>

## 第2節 相談・苦情対応の充実

高齢者等の保健福祉ニーズが複雑かつ多様になるなか、各種の相談に対して迅速かつ総合的に対応するために、地域包括支援センターと関係機関が連携し、高齢者が身近なところで介護・福祉等に関する情報を得ることができるようPRに努めます。

また、居宅介護支援事業所や介護サービス提供事業所などでの相談対応機能の強化・充実に促進し、地域の中で信頼される機関として機能するよう、取り組みを支援していきます。

## 第3節 サービスの質の向上

### (1) 公平・公正な要支援・要介護認定

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者で構成されており、各委員は夷隅郡市広域市町村圏事務組合から委嘱され審査判定が行われています。

### (2) 適正な介護給付の推進

給付実績などから不適正な保険請求を行う事業所に対し、県などとの連携により介護給付費の適正化を推進します。

#### ①介護給付適正化事業

介護給付が適正に給付されるよう、地域支援事業の任意事業である介護給付費適正化事業を実施し、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているか（サービス内容の適正化の観点）、不適正や不正な介護サービスはないか（介護費用の適正化の観点）の両面から指導、監視体制の強化に努めます。

また、地域密着型サービスについては、保険者である市がサービス事業者の指定、指導監督権限を有し、サービスの質の確保に努めます。

## ②事業者等への立ち入り検査の実施

指定基準違反等の確認について、必要があると認めるときは、事業所等に立ち入り、その設備や帳簿書類等の検査を実施し、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

## (3) 良質なサービスの提供

利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、サービス事業者等に関する情報公開を進めるとともに、良質なサービスを提供できるよう、勝浦市ケアマネ部会や介護保険事業者への支援など、介護サービスの質的向上に向けた取り組みを推進します。

## 第4節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価、点検等を行い、勝浦市介護保険運営協議会に定期的に報告を行うなどにより、計画全体の進行管理を図ります。

# 資 料 編



# 1 勝浦市高齢者福祉計画策定委員会・ 勝浦市介護保険運営協議会 開催状況

開催年月日	議 題
平成 23 年 12 月 22 日	第 1 回介護保険運営協議会 ・平成 23 年度介護保険事業実施状況について ・介護保険事業計画（素案）について
平成 24 年 2 月 21 日	第 2 回介護保険運営協議会 ・介護保険料について
平成 24 年 2 月 27 日	第 1 回高齢者福祉計画策定委員会 ・高齢者福祉計画（素案）について
平成 24 年 3 月 19 日	第 2 回高齢者福祉計画策定委員会 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
平成 24 年 3 月 23 日	第 3 回介護保険運営協議会 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

## 2 勝浦市高齢者福祉計画策定委員会委員

【平成 23 年度】

(敬称略)

区 分	氏 名	公 職 等	備 考
市議会議員	根本 讓	教育民生常任委員会	
保健医療関係者	川上 郁	勝浦市医師会会長	
	蕨 智津子	夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課長	
福祉関係者	大沢 善正	勝浦地区 民生委員児童委員協議会長	
	高橋 昭	勝浦市社会福祉協議会長	
	武村 昭雄	特別養護老人ホーム 「勝浦裕和園」施設長	
	藤平 俊之	軽費老人ホーム 「勝浦部原荘」施設長	
住民代表	関野 敬子	勝浦市赤十字奉仕団委員長	
	黒川 裕子	勝浦市食生活改善会会長	
	酒井 か津子	勝浦市老人クラブ連合会会長	
	檜葉 登美子	勝浦市婦人会長	
	大野 勇	勝浦市シルバー人材センター 会長	

定数 1 2 名以内

### 3 勝浦市介護保険運営協議会委員

任期：平成21年6月1日～平成24年5月31日

(敬称略)

区分	氏名	公職等	備考
学識経験者	根本 讓	勝浦市市議会議員	会長
	越後貫 聖	勝浦市医師会代表	
	高梨 薫敏	勝浦市歯科医師会長	
	藤 智津子	夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課長	
	渡辺 正敏	勝浦市民生委員児童委員協議会長	
	岩瀬 章	勝浦市社会福祉協議会事務局長	
	高橋 昭	勝浦市市政協力員連絡協議会会長	
被保険者代表	酒井 か津子	勝浦市老人クラブ連合会長	
	高橋 行雄	勝浦市ボランティア連絡協議会長	
	水谷 繁文		
介護サービス事業者	市原 好範	特別養護老人ホーム 「総野園」施設長	副会長
	市原 禮子	介護老人保健施設 「やすらぎの郷」看護科長	
	尾本 智	居宅介護支援センター 「勝浦裕和園」介護支援専門員	
	鈴木 弘枝	サービスセンター 「リブサニーサイド興津」管理者	

## 4 用語の解説

---

### あ 行

#### 【インフォーマルサービス】

ボランティア団体や近隣住民などにより提供されるサービスや福祉活動のこと。  
(⇔フォーマルサービス)

#### 【NPO】

NonProfit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

### か 行

#### 【介護給付】

7段階の要介護度の区分のうち、要介護1から5に認定された人を対象に実施される給付のこと。  
(関連：予防給付)

#### 【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護の知識を幅広く持った専門家で、県知事から与えられる公的資格。介護サービスの利用にあたって本人や家族の相談に応じアドバイスをしたり、希望をもとに心身の状態にあったケアプランを作成し、事業者とのサービス調整を行う。  
(関連：ケアプラン、ケアマネジメント)

#### 【介護福祉士】

身体または精神に障害があって日常生活に支障のある人に食事・入浴・排泄などの世話をし、また、家族に介護の指導をする介護の専門家。「社会福祉士及び介護福祉士法」による国家資格。

#### 【基本チェックリスト】

生活機能の低下をチェックし、二次予防事業の対象者を把握するための質問票。運動器、栄養、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつに関する25項目の質問がある。

### 【ケアプラン】

介護サービスの利用計画のこと。利用者の希望や心身の状態等に応じ、どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するかを決める。

（関連：介護支援専門員、ケアマネジメント）

### 【ケアマネジメント】

対象者の社会生活上のニーズに応えるため、心身の状態や希望に応じた適切な社会資源（専門家やサービス等）につなげること。

（関連：介護支援専門員、ケアプラン）

### 【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

## さ 行

### 【災害時要援護者】

認知症や体力的に衰えのある高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人など、災害時に避難行動や避難生活において支援が必要な住民のこと。

（関連：避難支援プラン）

### 【成年後見制度】

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人を保護・支援する制度。後見人は、財産管理や契約における代理・同意等を行う。

## た 行

### 【地域包括支援センター】

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

### 【地域密着型サービス】

認知症高齢者の増加等を踏まえ、できるだけ住み慣れた地域の近くでサービスが受けることが出来ることを目的としたサービス。事業所指定は市町村が行い、原則

として設置されている市町村の住民のみが利用できる。

#### 【特定健康診査】

メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、40～74歳の公的医療保険加入者を対象として行う健康診査。

#### 【特定保健指導】

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うもの。

### な 行

#### 【日常生活圏域】

地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して設定するもの。勝浦市では、市全体を一つの日常生活圏域として設定している。

#### 【認知症サポーター】

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することで誰でもなることができる。

### は 行

#### 【避難支援プラン】

災害時の避難において援護が必要な高齢者等の適切かつ円滑な避難を支援するための計画。

(関連：災害時要援護者)

#### 【フォーマルサービス】

国や地方公共団体等により、法律や制度に基づき提供されるサービスのこと。

(⇔インフォーマルサービス)

や 行

**【予防給付】**

7段階の要介護度の区分のうち、要支援1、2に認定された人を対象に実施される給付のこと。

(関連：介護給付)



---

勝浦市

第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画  
【平成24年度～平成26年度】

発行日 平成24年3月

発行 勝浦市

〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1

TEL 0470 (73) 1211

FAX 0470 (73) 4283

---